

チュニジアの経済・貿易・投資

2014年5月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
パリ事務所
海外調査部中東アフリカ課

【免責条項】.....

本調査レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本調査レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

.....

禁無断転載

目次

I 政治・経済	1
1. 政治	1
(1) 概況	1
(2) 「ジャスミン革命」の要因・経緯	3
(3) 「ジャスミン革命」後の見通し	4
2. 経済	6
(1) 経済概況	6
(2) 2012年チュニジア経済情勢	7
(3) 国家開発計画	9
(4) 民営化およびコンセッション	11
(5) 再生可能エネルギー	13
(6) 観光分野	16
(7) 情報通信技術	18
II 貿易	20
1. 貿易構造	20
2. 2012年の貿易動向	21
3. 貿易政策の動向	21
4. 外国為替・貿易政策	23
(1) 為替・貿易に関する一般規定	23
(2) 経常取引と資本取引	24
(3) 在外企業によるチュニジアへの投資	24
(4) チュニジア企業の対外投資	24
5. 輸入割当制度／カウンターパーチェス制度	25
III チュニジア-EU関係	27
1. 貿易	27
2. 経済協力	27
IV チュニジア-日本関係	29
1. 貿易	29
2. 直接投資	29
3. 政府開発援助(ODA)	29
4. 最近の外交動向	31
5. 再生可能エネルギー分野に関する動き	31
V 対チュニジア直接投資	33
1. 概況	33
2. 2013年発表の主な投資案件	34
3. チュニジアの外国投資促進政策	38
(1) 投資誘致機関	39
(2) 投資制度の原則	39
(3) 投資促進環境	40
(4) 経済活動地区	44
(5) テクノパーク	45
(6) 工業地帯	45
(7) 投資促進機関リスト	46
(8) 外国資本および利益の国外送金	47
4. 投資環境	48
(1) 現地の人件費	48

(2) 税制	48
(3) インフラ整備状況	49
(4) 投資の際の注意点	50

<参考資料>：外国直接投資プロジェクトリスト（チュニジア）

I 政治・経済

1. 政治

2011年1月14日、一連の北アフリカ地域に広がった民主化の波「アラブの春」の発端となった「ジャスミン革命」でそれまで23年間続いたベン・アリ体制が崩壊した。2011年10月23日には制憲議会議員選挙が行われ、ムスタファ＝ベン・ジャファール氏が制憲議会議長に、続いてマルズキ氏が大統領に選出されたものの、政治・社会的混乱時期が続いていた。革命後3年を経て、2014年1月26日に新憲法がようやく制憲議会によって承認・施行され、1月28日にはジョマール新首相の下、新内閣が発足し、早期の大統領および国民議会議員選挙実施に向けて確実に動き出している。

(1) 歴史的経緯とジャスミン革命後の現況

- ・ チュニジアは1956年にフランスから独立して以来、欧米諸国との協調を維持してきた。1957年の共和制移行に伴い就任したブルギバ大統領が長期政権を保持してきたが、1987年11月に解任され、当時のベン・アリ首相(憲法民主連合(RCD))が大統領に就任。2002年には憲法改正が行われ、大統領の再選制限(4期以上は不可)が撤廃、立候補年齢制限が75歳にまで引き上げられたことにより、2009年10月に行われた大統領選挙に、ベン・アリ大統領が再び出馬、事前の予想通り89.62%の得票率で、ベン・アリ大統領は5選を果たし、23年間大統領の座を維持することに成功した。
- ・ 独立以来、ブルギバ大統領およびベン・アリ大統領の下、様々な近代化・西欧化政策が強力に推し進められてきた。早くから、義務教育の普及と高等・専門教育の充実に力を入れた結果、識字率は74.3%と北アフリカ地域でリビアに次いで高く(モロッコは52.3%、アルジェリアは69.9%)、若者層(15-24歳)では94.3%にまで上る¹。また、政教分離を推し進め、女性の権利保障と社会進出を重視した法制度の整備が進められ、1956年には一夫多妻制の禁止および世俗法に基づいた離婚の権利の保障が、1959年には女性の参政権が認められた。
- ・ また、バースコントロールも積極的に進められ、出生率は2.0と中東・北アフリカ地域では最も低い数値となっている(中東平均は3.6%、モロッコでは2.5%)²。国連開発計画(UNDP)が発表する2013年人間開発レポートによるとチュニジアは近隣諸国でも上位の94位となっている。(アルジェリア93位、エジプト112位、モロッコ130位)³。
- ・ ベン・アリ政権下では、社会主義運動およびイスラム過激主義運動が弾圧されると同時にメディア規制が敷かれ、政治的安定が維持された。一方、長期に渡るRCD党による独裁的な強権政治体制への批判は年々強まる傾向にあった。しかし海外、特に西欧諸国においては、こうした民主化に向けた様々な改革や厳重なテロ対策などが評価され、チュニジアは1995年にNATOへの加盟、そして同年にはマグレブ諸国でいち早くEUとの連合協定締結を果たしている。
- ・ しかし2010年12月中旬、高い失業率や物価高騰に抗議するために地方で始まった街頭デモは、インターネットによって厳しい言論統制をくぐり抜け、主に若年層を動員する全国的な市民運動となり、ベン・アリ大統領による長期強権政治に対する反政府デモに発展。事態を收拾するため、ベン・アリ大統領はテレビ演説を行い言論の自由の拡大や食料品の価格引き下げ、全閣僚の更送などを約束したが国民の不満は収まらず、2011年1月14日国外に亡命。これ

¹ 国連開発計画(UNDP)、Arab Human Development Report 2009

² 国連開発計画(UNDP)、Arab Human Development Report 2009

³ 国連開発計画(UNDP)、Human Development Report 2013

により 23 年間続いた独裁政権は崩壊した。翌 15 日には憲法規定に従い下院議長であった
フアド・メバッザア氏が暫定大統領となり、17 日には新内閣の閣僚メンバーが発表されたが、
ベン・アリ政権時代の 6 閣僚が留任したことで国民からの不満は収まらず、10 日後更なる閣僚
入れ替えが行われた。

- この暫定内閣改造では、ベン・アリ政権時代の中核的メンバーが退かれ、主要閣僚を中心に
13 人が新任となっている。これをうけ、全国のデモは一時期、収まったように見えたが、2 月に
入るとガンヌーシ首相をはじめ旧体制メンバーが暫定内閣に留任していることに対する抗議
デモが新たに活発化。これにより 2 月 27 日ガンヌーシ首相は辞任を表明。ブルギバ前大統領
下の閣僚であったエセブシ氏が首相に任命された。3 月 4 日エセブシ首相は、前政権からの
完全な脱却を宣言し、1959 年憲法の停止を発表。また、暫定大統領メバッザア氏および暫定
政府首相であるエセブシ氏自身が、大統領選挙に立候補する意思がないことを表明すると
ともに、大統領選に立候補したい閣僚は現暫定政府から辞任すべきであるとも言及している。
- 2011 年 10 月 23 日、日本を含む国際選挙監視団の下、ベン・アリ旧体制崩壊後初めての制
憲議会選挙が実施された。その結果、穏健イスラム主義政党アンナハダが 89 議席を獲得、第
1 党となり、中道政党の「共和国会議」(CPR) (29 議席)と中道左派の「エタカトル」(20 議席)と
の間で連立政権を結成した。これにより、11 月 22 日に開催された制憲議会において左派エッ
タカトル党からベン・ジャファール制憲議会議長が、12 月 12 日には CPR からマルズキ大統領
が選出され、同月 23 日アンナハダ幹事長であったジュバリ氏を首相とする新内閣が発足し
た。
- 政治的改革のプロセスが進行する一方、2012 年に入っても社会不安は続き、地方を中心に
賃上げを要求する労働者のストやデモが頻発。また首都チュニスでは、政治のイスラム化に反
対し、男女平等、言論の自由といった民主主義原理の保持を求めたデモが起こる一方、より強
硬なイスラム法を要求するイスラム原理主義過激派サラフィストによる暴力行為も頻発した。
- イスラム系与党アンナハダと世俗主義派との対立が続く中、2013 年 2 月 6 日、野党左派「民主
主義愛国者連合党」のベライード党首の暗殺事件が発生。アンナハダへの不満と政局不安が
助長された。この政治的危機の打開策として、ジュバリ首相(当時)はテクノクラート(高級技術
官僚)内閣の形成を提唱したが、与党の反対により挫折。同月 19 日ジュバリ首相は辞職し、22
日にラーライェッド内務相(アンナハダ党)が首相に就任。3 月 13 日に新内閣が制憲議会によ
って承認された。2013 年 7 月 25 日には、反体制派の指導者、ブラヒミ制憲議会議員の暗殺
事件が発生した。この事件を受け、現政権の辞任や新たな選挙を呼びかける解散支持派と反
対派の対立による抗議活動が各地で発生。議会内でもアンナハダ党と反政府連合との対立が
深まり政治的混乱が増幅した。
- こうした中、最大労組のチュニジア労働同盟(UGTT)、経営者団体のチュニジア工業・商業・
手工業連盟(UTICA)、全国弁護士会及びチュニジア人権戦線の 4 者が仲介役となり、政治
的解決に向けた「ロードマップ」を提示。与党は、テクノクラート内閣の組織や憲法批准、総選
挙の準備を委ねることに同意した。2013 年 10 月 25 日より 4 者と主要与野党 21 党が国民対
話会議を開始、12 月 14 日にメディ・ジョマー産業相(当時)が次期首相候補に選出された。
- 2014 年 1 月 26 日、新憲法が制憲議会より可決(賛成 200、反対 12、棄権 4)、承認された。
翌 27 日には国家・政府・制憲議会の代表 3 者によって署名、公布され、2 月 10 日に施行さ
れた。また、ジョマー新首相が提出した閣僚名簿も制憲議会により承認、高級技術官僚・専門
家による内閣が誕生している。国民議会選挙、大統領選挙は 2014 年内に実施される見通し。
- 2002 年 4 月の南部ジェルバ島における自爆テロ事件以来、チュニジア政府はイスラム教過激
武装集団への徹底した取り締まりを行い、テロは発生していないが、最近では治安部隊とイス
ラム過激派とみられる武装集団との銃撃戦が度々発生している。旧政権崩壊後は、地方を中
心とした失業者や労働者によるデモや衝突、イスラム過激派による暴力行為やそれに乗じた

窃盗団による暴動も頻発しており、今後国内でのテロ事件が発生する可能性も排除できない状態にある。

(2) 「ジャスミン革命」の要因・経緯

- 2011年1月のチュニジアの政変は、チュニジアを代表する花にちなんで「ジャスミン革命」とも呼ばれている。「ジャスミン革命」の背景には、国民全体の教育水準が高い一方で、高学歴を有する多くの若者がチュニジアでは職に就けず、経済成長の恩恵を受けられないことに対する不満が高まっていたことがまず挙げられる。
- 近年の失業率は14%前後で推移し、とりわけ30歳以下の若年層では30%にまで達し、近年の経済発展がこれらの失業者を吸収しきれずにいる状態が続いていた。また、ベン・アリ(前)大統領は23年間にわたって、政治活動や言論に対する厳しい抑圧を行うことで政治的安定を保つと同時に、一族の利権独占などの腐敗体制を築きあげ経済発展による恩恵を独占していったため、食料品価格高騰などで厳しい生活に喘ぐ国民の怒りが一挙に噴出した形になったといえる。
- この政変は、2010年12月17日シディ・ブジッド市(Sidi Bouzid—チュニジア内陸中部に位置)にて野菜・果物を無許可で路上で販売していた26歳の失業者が、当局に摘発され、商品を没収されたことに抗議して、路上で焼身自殺を図った事件が発端となった。この事件は、学歴があっても職に就けず窮乏にあえぐ若年層の絶望を象徴するものとなり、これをきっかけに若年層の不満が爆発。シディ・ブジッドを皮切りに、首都チュニスをはじめ東部のススなど全国20都市以上で街頭デモが行われ、2011年1月4日この若者の死亡が確認されると、デモは一般市民も含めた市民運動となり全国に広がった。この時点で警察や治安部隊とデモ隊の衝突などによる死者は合計234人にまで上ると報道されている⁴。
- ベン・アリ政権崩壊には2011年1月13日の首都チュニスでの軍の撤退が大きな影響を与えたといわれる⁵。反政府運動の開始当初から、軍は鎮圧への積極的な関与を避け、激しい反政府運動が展開された都市では市民に発砲する警察に対して戦車を盾に被害を最小限にとどめる方向にさえ動いたとされる。ブルギバ前大統領の時代からクーデターを恐れ、軍には一切、政治的権限が与えられておらず、政治的に軍は、常に中立的立場を堅持していた。今回、ベン・アリ大統領の国外亡命を促したのも軍だとされている。
- また、今回の焼身自殺事件が大規模な若者の社会運動に広がった要因として、インターネットが大きな役割を果たしたともいわれる。チュニジアは近年、情報通信技術(ICT)普及に力をいれており、ICT環境整備に関してアフリカで過去3年間連続して第1位、欧州のイタリアよりも上位につけているほどであった。今回の革命は若者がこの近代化された通信インフラ、インターネットやまた完全デジタル化された携帯電話ネットワークを使いフェイスブックなどのソーシャルネットワーク(SNS)を通じて、メッセージを同時伝達し市民運動の拡大に影響を及ぼしたと分析されている。さらに、チュニジア政府がインターネットアクセスへの検閲を強化すると、市民はウェブサイト経由ではなく携帯端末を通じてツイッターなどを使いメッセージを流し続けたとされる。米雑誌「フォーブス」紙は、同革命を史上初の「サイバー発革命」とまで呼んでいる⁶。

⁴ 仏紙 Le Point (www.lepoint.fr)、2011年2月9日付記事

⁵ 仏紙 Le Figaro (www.lefigaro.fr)、2011年1月14日付記事

⁶ 日本経済新聞、2011年1月20日付記事

(3) 「ジャスミン革命」後の見通し

- ・ 暫定政府は革命後、抜本的な政治改革、および経済の立て直しを最重要優先課題に掲げている。また、大学卒業者の失業問題解決も最大の課題として取り組む意向を表明している。これまでの経済開放策、外国投資誘致、銀行改革、製造業の振興および知識経済奨励などの路線は継続される方向にあるとされ、多くの専門家はチュニジアの経済政策に大幅な変更が生じる可能性は小さいとみている。また、基礎食料品への補助金および失業者への社会保障支給額の増額が予想され、財政赤字はこれから数年増えたと見られている。
- ・ 2014年1月26日に、制憲議会により新憲法が承認、施行されており、民主的プロセスを経て新憲法制定にまでこぎ着けた歴史的意味は大きく、アラブ革命後の政権移行のモデルケースになると期待されている。

チュニジア共和国大統領(2011年12月12日～) : Moncef Marzouki

制憲議会議長(2011年11月22日～) : Mustapha Ben Jaafar

内閣閣僚名簿

(2014年1月28日発表)

首相	: Mehdi Jomâa
首相付ガバナンス・公務員担当閣外相	: Anouar Ben Khelifa
首相付経済問題総括担当相	: Nidhal Ouerfelli
法務・人権・移行期法務相	: Hafedh Ben Salah
内務相	: Lotfi Ben Jeddou
内務相付治安担当相	: Ridha Sfar
内務相付地方自治体閣外相	: Abderrazak Ben Khelifa
国防相	: Ghazi Jeribi
外務相	: Mongi Hamed
外務大臣付閣外相	: Fayçal Gouiaa
経済・財務相	: Hakim Ben Hammouda
経済・財務相付開発・国際協力担当閣外相	: Nouredine Zekri
経済・財務相付国家問題担当閣外相	: Mohamed Karim Jammoussi
産業・エネルギー・鉱山相	: Kamel Ben Naceur
農業相	: Lassaad Lachaal
商業・手工業相	: Najla Harrouche(女性)
社会問題相	: Ahmed Ammar Youmbai
高等教育・科学研究・情報通信技術相	: Taoufik Jelassi
文部相	: Fathi Jarray
厚生相	: Mohamed Salah Ben Ammar
交通相	: Chiheb Ben Ahmed
公共設備・国土計画・持続可能な開発相	: Hedi Larbi
持続可能開発担当閣外相	: Mounir Mejdoub
雇用・職業教育相	: Hafedh Laamour
宗教問題相	: Mounir Tlili
青少年・スポーツ・女性・家庭問題相	: Sabeur Bouatay
観光相	: Amel Karboul(女性)
文化相	: Mourad Sakli
女性・家庭問題閣外相	: Neila Chaabane Hammouda(女性)
チュニジア中央銀行総裁	: Chedly Ayari

(出典:チュニジア政府ホームページ <http://www.tunisie.gov.tn>)

2. 経済

(1) 経済概況

- 世界銀行によると、チュニジア経済は 1996 年来の適切なマクロ経済運営により順調に経済成長を続けてきた⁷。ベン・アリ(前)大統領統治下、政治的な安定を背景に世界経済への門戸を開き、様々な市場開放政策を進めたことにより、外国からの投資の増加、と新たな輸出産業創出による経済活性化を成し遂げた。過去 20 年以上にわたり GDP 成長率平均 5%を維持し、国民所得も順調に増加し続け、2010 年時点のチュニジアの貧困層の割合は 7%と北アフリカ地域でも最も低い水準となっている。人口の 80%が国民健康保険に加入し、平均寿命は 74 歳、公共サービス(水道・下水・電気)の普及率は先進国並みとチュニジアは中東・北アフリカ諸国の中で最も公平な社会を形成している国のひとつである。特に女性の権利、社会的地位に関しては先駆者的な存在となっている。
- また、チュニジアの行政サービスの質は高く、世界銀行のガバナンスに関する指標では、政府の効率性、法の支配、汚職追放などの項目に関して常に高い水準に位置されてきた。一方、これらの目覚ましい経済発展にもかかわらず、チュニジアは恒常的に、高い失業率に悩まされてきた。2011 年末に 18.9%にまで達していた失業率は、2013 年末には 15.3%まで低下したものの、若年層、特に高等教育修了者の失業問題は深刻で、革命後もむしろ悪化する傾向は続き、2013 年末で 31.9%に達している。このため政府は、チュニジア経済を高付加価値産業および技術やイノベーションを中心とした知識経済に転換させる目標を掲げ、これらの分野における市場開放をさらに進め、雇用創出を促進する政策を推し進めている。
- 従来、農業および原油・リン酸資源に依存していたチュニジア経済は近年では多角化が進み、製造業や観光、運輸、ICT といったサービス業部門に重点が移ってきている。製造業部門の GDP に占める割合は 16.2%、観光・運輸交通・ICT などサービス部門(その他サービスを除く)で 16.9%となっており、いずれも農業部門(8.7%)、鉱業・エネルギー部門(13.2%)を大きく上回り、内外のショックにある程度耐えられる体制になりつつある⁸。
- 80 年代半ばから 90 年代半ばまでの年平均成長率は 4.3%、第 9 次開発計画(1997-2001 年)の 5 年間平均は 5.2%、第 10 次開発計画(2002-2006 年)の 5 年間は平均 4.6%を達成している。第 11 次開発計画(2007-2011 年)の 5 年間では平均 6.1%を目指しているが、2007-2009 年での平均は 4.6%となっている。また第 11 次開発計画を途上で総括・修正した第 12 次開発計画(2010-2014 年)では 5.5%を目標に据えられたものの、2010 年末から起こった「ジャスミン革命」により 2011 年には 1.9%減に落ち込み、2010-2012 年での平均成長率は 1.5%となっている。革命後 2011 年 9 月に発表された「社会経済開発戦略(2012-2016 年):ジャスミンプラン」では、2012-2013 年での目標を 5.0%、2013-2014 年では 5.0~6.0%、2015-2016 年では 7.0%と段階的に設定しており、5 年平均では 6.3%となっている。なお、2012 年の経済成長率は 3.6%。IMF による 2013 年の予測成長率は 3.0%となっている。
- インフレ率は、石油製品などの生活必需品に対する政府補助金制度によって近年 2.9%(2001-2007 年平均)と低い水準を保っていたが、世界的な原油および原材料価格の高騰により、2008 年は 4.9%、2010 年は 4.4%に上昇。2012 年には、流通回路の不均衡、賃金上昇、ディナーの対ドル下落などによる食糧品価格の高騰により、5.6%と 1995 年以来の高水準を記録した⁹。2013 年も食糧・飲料品価格は高騰し続けており、IMF による予測インフレ率は 6.0%となっている。

⁷ 世界銀行ホームページ (web.worldbank.org)

⁸ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

⁹ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

- ・ 経常赤字は 90 年代末以降 2009 年まで、対 GDP 比約 3%にとどまっておき、外貨準備高は徐々に増加、輸入の 6 カ月分という水準で安定していたが、エネルギー製品や消費財、設備財輸入の加速と、経済不況にある経済パートナーである欧州諸国市場での需要低下による輸出減速により、2010 年(対 GDP 比 4.7%)、2011 年(7.3%)、2012 年(8.1%)と徐々に拡大。2012 年の外貨準備高は輸入の 119 日分まで縮小している¹⁰。2000 年以降 2.4%～3.0%台に落ち着いている財政赤字(民営化収入と補助金は除外)の対 GDP 比は、2012 年、革命後の経済復興と社会的緊張の緩和を目的とした投資事業及び補助金支出の拡大により、2011 年の 3.5%に対し 5.1%まで上昇。補助金支出は 2012 年には GDP の 11.4%を占めるに至っており、2013 年もほぼ同じ割合の補助金支出があることから、今後も財政赤字は増加傾向となることが予想される¹¹。
- ・ 欧州と地理的に近く、政治的および経済的にも安定し、多くの投資誘致策を備えたチュニジアへの外国直接投資(FDI)は近年急増してきた。1997-2001 年の FDI 受入額は年平均 7 億チュニジア・ディナール(以下 TD)であったが、2007-2009 年では 26 億 TD(約 14 億ユーロ)に増加、チュニジア経済牽引役となっていた¹²。2011 年には革命の影響により 17 億 TD にまで落ち込んだが、2012 年には 26 億 TD にまで回復。FDI はチュニジアにおける全民間投資の 24%、雇用創出においても全新規雇用数の 24%を占め(2010 年時点)、チュニジアの経済発展に欠かせない要素となっており、政府は規制緩和、税制優遇、行政手続きの簡素化など様々な外国投資誘致政策を打ち出してきた。
- ・ 世界銀行の「Doing Business 2013」報告書によると、「ビジネスのやり易さ」ランキングでチュニジアは世界 189 カ国中 51 位と、北アフリカ地域では第 1 位(モロッコ 87 位、エジプト 128 位、アルジェリア 153 位)、アフリカ大陸ではモーリシャス、ルワンダ、南アフリカ共和国に続いて第 4 位、欧州のスペイン(52 位)、イタリア(65 位)、ルクセンブルグ(60 位)、ギリシャ(72 位)、チェコ(75 位)を上回る順位となっている。FDI の受入れでは、特に製造業(特に自動車部品および衣料・皮製品部門)、エネルギー、ICT(特にコールセンター)、金融、不動産・観光セクターへの投資が目立ち、FDI 全体の 50%は EU 諸国によるものである(2012 年)¹³。
- ・ 2003 年以降 2010 年まで 12~13%の間で推移してきた失業率は、2011 年に 18.3%にまで上昇したものの、失業率増加の減速と雇用創出の回復により徐々に改善の兆しが見られ、2012 年の失業率は 16.7%にまで低下している。しかし、地域、性別、教育レベルなどの違いによる格差は未だ大きく、男性の失業率 13.9%に対し女性は 16.7%、高等教育(大学以上)を受けた若者の失業率は 33.2%に上る¹⁴。また、若者層の失業率は 15~19 歳層で 43.6%、20~24 歳層で 41.8%(2011 年数値)と非常に高く、若年層を対象とした雇用促進対策が急務となっている。この若年層の失業問題は、「ジャスミン革命」の要因ともなっていることから、チュニジア暫定政府の抱える大きな課題となっている。

(2) 2012 年チュニジア経済情勢¹⁵

- ・ 2012 年の実質 GDP 成長率は、革命とユーロ圏における不況とのショックに耐え、革命前のレベルである年平均成長率 5%には未だ届かないものの、3.6%と 2011 年の

¹⁰ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

¹¹ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012、AfricanEconomicOutlook ホームページ (www.africaneconomicoutlook.org)

¹² チュニジア開発・国際協力省ホームページ (www.mdci.gov.tn)

¹³ モロッコ外国投資促進庁(FIPA)ホームページ (www.investintunisia.tn)

¹⁴ チュニジア国立統計機構ホームページ (www.ins.nat.tn) ; チュニジア職業訓練・雇用省ホームページ (www.emploi.gov.tn)

¹⁵ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

1.9%減から徐々に回復しつつある。これは、2011年に特に打撃を受けた観光・運輸・化学産業などの分野が回復したほか、順調な穀物収穫により農水産部門で前年比3.9%増と伸びがみられたことによる。また、財政政策による国内需要の拡大によるところが大きい。しかし、政治的不安定や社会的圧力、チュニジアの主要経済パートナーである欧州諸国の長引く不況は、採掘産業や輸出製造業などに影響を与えている。

- ・ 欧州危機の影響が集中する製造業は、電気機器産業と繊維・革製品がそれぞれ成長率1.5%、3.8%減と縮小しているが、化学産業(15.3%増)、建設材・セラミック産業(3.2%増)の好調により、2011年1.4%減に対し2012年は1.8%増の成長を見せている。一方、非製造業工業部門は、油田・ガス田での生産における技術的問題、持続的な社会運動などにより、採掘活動は回復したものの1.4%増(前年52.2%減)と成長率は低く、炭化水素部門は引き続き収縮しており(2011年18.7%減、2012年7.2%減)、1.2%減とマイナス成長となった。なお、工業部門全体では0.2%と僅かながらに成長している。
- ・ 近年、急成長しているICT・運輸・観光などのサービス部門は、2011年に成長率3.4%減と後退したが、2012年には5.3%増と回復した。革命の影響を大きく受けた観光業は、前年20.7%減の記録的な縮小から11.7%にまで回復。観光収入も30.5%増を記録している。成長著しいICT部門は、世界不況や革命の影響も少なく、2011年も10.4%と二ケタ成長を続けている。2012年は9.4%増と成長はやや減速している。

表1 主要経済指標¹⁶(2012年数値)

項目	数値	備考
GDP成長率	3.6%	2009年:3.1%、10年:2.9%、11年:-1.9%
一人当たり国民所得	6,680TD	約3,300ユーロ
インフレ率	5.6%	2009年:3.5%、10年:4.4%、11年:3.5%
失業率	16.7%	2011年:18.3%、大卒者では33.2%
労働人口比率*	47.2%	男性70.1%、女性24.9%
輸出額	265億TD	132億ユーロ、前年5.8%増
輸入額	382億TD	190億ユーロ、前年比13.3%増
貿易カバー率(輸入/輸出)	69.5%	2011年は74.5%
貿易赤字	116億TD	対GDP比約16.3%
経常赤字(対GDP比)	8.1%	前年は7.3%
外貨準備高	125.8億TD	62.6億ユーロ、輸入の119日分
財政赤字	5.1%	2009年:3.0%、10年:1.1%、11年3.5%
公的債務	314億TD	156億ユーロ、対GDP比44.0%
対外債務	197億TD	98億ユーロ、対GDP比27.6%

*2011年数値

¹⁶ IMF (GDP成長率、インフレ率)、チュニジア職業訓練・雇用省(労働人口比率)；それ以外の項目は、全てチュニジア中央銀行が出典先

表2 為替レート

	2012年	2011年	2010年
TD/ユーロ	2.01	1.96	1.90
TD/米ドル	1.56	1.41	1.43

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2012

表3 産業別 GDP 構成比

産業	構成比
農業/水産業	8.7%
製造業	16.2%
鉱物・エネルギー産業	8.5%
建設、土木	4.1%
ホテル・飲食業	4.3%
販売業	7.8%
運輸業	7.5%
情報通信	5.2%
その他サービス	16.0%

出所:チュニジア中央銀行、Statistiques Financières 2012

表4 マグレブ 3 カ国の経済指標比較(2012 年)

	モロッコ	アルジェリア	チュニジア
実質GDP成長率(%)	2.7	3.3	3.6
GDP(10億US\$)	96.130	209.329	45.407
一人当たりGDP(US\$)PPP	5,193	7,268	9,650
消費者物価上昇率(%)	1.3	8.9	5.6
経常収支(10億US\$)	△9.57	12,302	△3.674
経常収支対GDP比(%)	△9.6	5.9	△8.1
対外債務残高対GDP比(%)	25.4	2.5	27.6

出所:世界銀行データベース、チュニジア中央銀行、OECD African Economic Outlook 2013

(3) 国家開発計画¹⁷

- チュニジアは1962年以来、経済発展と社会開発のための指標を盛り込んだ国家開発計画を3~5年ごとに設定している。2010年7月には第12次開発計画(2010-2014年)が国会で採択されたが、革命の影響により改訂。2011年9月に「社会経済開発戦略(2012-2016年)」ジャスミンプランが発表された。同計画では、GDP年平均成長率6.3%(第12次計画では5.5%)を目標に設定し、国民1人当たりの所得を2011年の6,319TD(約3,200ユーロ)から2016年には9,746TD(約4,850ユーロ)に引き上げることを目指している。
- ジャスミンプランでは、民主主義への移行を慎重に進めつつ、革命の要因ともなっている失業問題及び地域格差是正に重点を置いている。短期的には雇用創出や革命で影響を受けた企業への支援など経済活性化を目指す一方、中・長期的には大学卒者の失業削減や中央・地方レベルでのガバナンス改善などを通じた地方開発の促進、新しい

¹⁷ チュニジア開発・国際協力省、Stratégie de Développement Economique et Social 2012-2016

開発モデルの構築に基づいた経済構造改革を図る。

- 当戦略では、5年間の投資額が1,250億TD（1,000億ドル）と見積もられており、成長率15%以上、GDPの28%を占めるに至っている。また、投資プロセスの加速を目的に、民間投資を促進する世代別投資基金（Ajyal基金）と公共部門での投資（主に大規模なインフラ計画と中小企業支援）を対象とする預金供託金庫を開始することを決定している。
- 同計画の主要戦略は以下のとおり：
 - －チュニジア経済の重心を技術・イノベーションを中心とした知識経済に移すこと。特にICTを中心としたサービス分野を改革の中心にそえる。
 - －投資誘致策の重点を高付加価値産業と地方開発に置き、より良い投資環境を整える。
 - －大卒者の失業率を下げるため、教育システムや職業訓練を市場のニーズに適したものにするための改革を行う。
 - －貿易自由化をさらに進め、EUと締結している「アドバンス・ステータス」を活用して関係強化を図ると同時に、貿易の安定化のためアフリカ、アジア、米国との経済関係をさらに発展させる。
 - －国民生活水準の向上のため、社会保障制度の拡充など富の再分配システムの構築を図る。

表5 第12次開発計画とジャスミンプラン目標の比較

	第11次開発計画 (2007-11年) 2007-09年実績	第12次開発計画 (2010-14年) 計画	ジャスミンプラン (2012-16年) 計画
実質GDP成長率	4.6%	5.5%	6.3%
1人当たり国民所得(TD)	5,641(2009年)	8,372(2014年)	9,746(2016年)
製造業の成長率	2.4%	4.2%	9.3%
鉱業・エネルギー部門の成長率	5.7%	6.1%	10.5%
観光業の成長率	2.4%	5.1%	13.9%
ICT部門の成長率	15.1%	13.0%	15.5%
消費支出成長率	4.7%	5.3%	8.4%
固定資本形成対GDP比	23.9%	26.0%	27.8%
対内直接投資(億TD)	81.2	172.0	220
輸出成長率	7.9%	10.4%	13.2%
輸入成長率	8.7%	10.4%	12.0%
インフレ率	3.7%(2009年)	3.3%(2014年)	3.5%
失業率	13.3%(2009年)	11.6%(2014年)	10.5%(2016年)
財政赤字対GDP比	3.0%(2009年)	2.7%(2014年)	3.0%(2016年)
経常赤字対GDP比	2.7%	2.8%	3.1%(2016年)

出所:チュニジア開発・国際協力省¹⁸

¹⁸ チュニジア開発・国際協力省、Stratégie de Développement Economique et Social 2012-2016

(4) 民営化およびコンセッション¹⁹

- 1987年の民営化プログラム開始以来、2009年までに民営化およびコンセッション化された国営企業は219社に上り、売却収入は総額59億7,600万TD(33億ユーロ相当)で、うち86.6%にあたる51億8,100万TDが外国企業への売却による収入である。投資額で見ると、分野別では通信部門が最も多く、建設部門、観光部門がこれに続く。
- 民営化第1期(1987-1994年)では、観光、交通、食品、建設資材等の業績不振の中小企業が民営化の対象となった。1995年以降民営化は加速したが、1998年に初めて業績が好調な大規模国営企業(セメント工場)の民営化が行われた。
- 2006年3月に行われたチュニジア・テレコム(Tunisie Télécom)の35%株売却がこれまで最大規模の民営化プロジェクトでこの際の株式売却額は30億TDに上っている。
- モナスティールおよびエンフィーダの国際空港について、トルコ企業TAVが2007年3月に委託契約を獲得した。契約期間は40年、投資総額4億ユーロ。2空港の年間旅客数延べ3,000万人。モナスティールのハビブ・ブルギバ国際空港は2008年初めから、エンフィーダは2009年11月から運営が開始されている。国内の空港運営に関して競争入札が行われるのは今回が初で、外国企業7社が応札していた。これまで国内空港はすべて民間航空・空港局(OACA)が管理・運営していた。
- チュニジアの民営化は近隣諸国と比べ規模が比較的小さく、コンセッション契約も成功した例は5件のみであり、依然として国が多く分野の経済活動に携わっていると言っても過言ではない。
- 2012年8月、ハマディ・ジェバリ首相(当時)は政府が接收し、保有している114社における公的出資株を国際競争入札により売却することを発表。対象企業は、Ennakl、KIA、通信オペレータのTunisiana、カルタゴインターナショナルスクール、チュニジア銀行など。売却収入は12億TDに上ると見積もられており、様々な行政区域で計画されている開発計画に充てられるとしている²⁰。
- 2013年7月には、ベン・アリー族が保有し、革命後には政府が保有していたStafimプジョーの約65%に上る株売却のため、入札条件を発表。5社が候補に挙がり、最終的にBEHグループ(アグデルハミッド・ケシン・グループ傘下)が1億6,600万TDで65.98%の株を買収した²¹。

¹⁹ チュニジア民営化に関する政府ホームページ (www.privatisation.gov.tn)

²⁰ Tunisie numerique 2012年8月30日付記事

²¹ Kapitalis.com 2013年9月16日付記事

表6 1987年から2009年の部門別民営化の累計

部門	企業数	売却収入 (100万TD)	海外投資家への売却 による収入(100万TD)
農業・漁業	18	41	0
建設資材	21	864	800
食品産業	14	59	0
電気・機械産業	20	70	6
化学	7	43	0
繊維・皮革	11	20	5
その他の製造業	10	12	0
観光・民芸	51	369	143
商業	23	184	27
運輸交通	20	86	22
金融サービス	8	461	446
テレコム	3	3,740	3,732
その他サービス	13	28	0
合計	219	5,976	5,181

出所: www.privatisation.gov.tn

表7 2008-2009年に終了した主な民営化プロジェクト

企業	内容
チュニジア-クウェート銀行 (BTK)	60%(うち政府保有分は 30%)の株式譲渡
サヘル機械工場 (AMS)	政府保有分の譲渡 (88.77%)
エン・ドラ(Ain Drahem) のホテルNour El Ain (STAD)	株式売却
ザグアン(Zaghuan) のホテル Les Nymphes (STIL)	株式売却
ホテルBoujâafer Sousseのスス・センター(Sousse Center)	政府保有分の譲渡 (99.93%)
チュニジア保険会社 (STAR)	戦略的提携による増資(35%)
農業・畜産会社 (Mateur Jalta)	資産売却および国有農地(Mateur Jalta 3)のレンタル
チュニジア総合製糖工場(CST)	Ben Béchirにある砂糖生産工場の売却
チュニジア自動車産業公社 (STIA)	資産売却

表8 2010年時点で予定されていた民営化プロジェクト(2010年6月30日現在)

【工業部門】	
チュニジア国営タイヤ産業会社(STIP)	政府保有分の譲渡(51,59%)
チュニジア国営砂糖精製会社(STS)	政府保有分の譲渡(68%)
チュニジア航海公社(CTN)	増資による25%までの株式公開・売却
チュニジア国営石油販売会社(SNDP)	20%までの株式公開・売却
【サービス部門】	
モダン・リース(Modern Leasing)会社	増資による株公開
アヴェニュー(l'Avenue)不動産	代替市場への放出
アフリカ・ス・ホテル会社(SHAS)のス・パレス・ホテル(Sousse Palace Hotel)	売却
【畜産部門】	
チュニジア家禽公社(SOTAVI)	19.84%の株式公開・売却
【コンセッション】	
ジェルバでの海水淡水化プラント事業の委託(設置、資金調達、運営)	
エンフィーダ地区での深海水くみ上げ港事業の委託(設置、資金調達、運営)	
西部"El Attar II"と南部"El Allef"および3カ所の石油精製設備開発事業の委託(建設、資金調達、運営)	

出所: <http://www.privatisation.gov.tn>

- 2010年6月30日以降は政府の民営化プロジェクトサイトの更新が行われておらず、表8に示された民営化プロジェクトの大半が保留状態にあると報道されている。

(5) 再生可能エネルギー

- 年間 3,200 時間の日照時間、1,000MW の風力発電能力を持つといわれるチュニジアの再生可能エネルギー分野のポテンシャルは大きい。チュニジアは原油・天然ガス資源を保有し、1999年以前はエネルギー輸出国であった。しかし、2000年以降の経済成長に伴って国内のエネルギー需要は増加し続け、エネルギー自給率は91%にまで下がり、現在はエネルギー輸入国となっている。このため、チュニジアは安定的なエネルギー供給を確保するためにも、エネルギーの効率的な使用と再生可能エネルギー分野の開発に大きな力を入れている。
- また、将来的には国内の電力需要を満たすだけでなく、欧州市場へ向けた再生可能エネルギー生産・供給拠点になることも視野に入れ、大規模な再生可能エネルギー促進政策を打ち出している。EUは2020年までに全エネルギー需要の20%を再生可能エネルギーでまかなう目標を掲げており、チュニジアの再生可能エネルギーは大きな注目を浴びており、欧州企業が既に参入しつつある。

①太陽エネルギー発電

- 2009年にベン・アリ大統領(当時)は、第5期大統領計画(2009-2014年)の中で、2014年までに再生可能エネルギーが全エネルギー消費に占める割合を0.8%から4.3%に、また再生可能エネルギーによる発電量を合計550MW(そのうち100MWは太陽エネルギーから、280MWは風力発電から)まで上げることが目標に掲げた²²。
- 同時期に立ち上げられた「チュニジア太陽エネルギー計画(Plan Solaire Tunisien)」では、

²² African Manager (www.africanmanager.com)、2009年12月14日付記事

再生可能エネルギーによる発電量の割合を2016年には16%、2030年には40%まで引き上げることを目標に、2010-16年の7年間で再生可能エネルギーに関する40プロジェクトを実施し、23億ユーロを投資(そのうち70%は民間投資)するとしている²³。計画中の40プロジェクトは、太陽エネルギーだけではなく、風力発電、省エネルギー事業、太陽電池生産、イタリアへの送電事業などから構成され、計画完了後の2016年にはエネルギー消費量を24%削減²⁴、CO₂を130万トン削減することで240CDM²⁵(1.3億ユーロ)の収入を得ることを目指している。なお、2030年のエネルギー消費量削減目標は40%。プロジェクト資金は、国内に設置されたエネルギー管理基金(Fonds National pour la Maîtrise de l'Énergie)、チュニジア電力・ガス公社(STEG)からの出資や、民間投資、地中海ソーラー計画、世界環境基金(WEF)、世界銀行、またドイツ、イタリア、スペイン、日本など先進国からの開発援助資金などを活用する予定となっている。当計画で示されたプログラム及びプロジェクトの開始、それ以前のエネルギー効率プログラムの継続により、2010年エネルギー削減量は1,400万トン、14%の削減に上る。

② 風力発電²⁶

既存の風力発電所は、Sidi Daoud市(Cap Bon県)とBizerte市に設置されている。54MWの発電能力をもつSidi Daoud発電所には、スペインの代替エネルギー企業Gamesaの系列会社MADEにより合計70基の風力発電タービンが供給されている。また、上述の「チュニジア太陽エネルギー計画」の一環として2つの新しい風力発電所が建設中のBizerte発電所においても、MADE社が受注した。チュニジア電力・ガス公社(STEG)に合計143基のAE-61型風力発電タービンが供給される。総工費は6億TD、発電能力は合計190MWに上る。2012年4月にBizerte発電所の一部、発電能力50MW、37基の運行が開始されている。これらの発電所が完成するとチュニジアの風力発電能力は約250MWに達し、年間30万トンのCO₂が削減されると見積もられている。

③ 送電網ELMED計画²⁷

- ・「チュニジア太陽エネルギー計画」プロジェクトの一環として、2009年9月にチュニジア電力・ガス公社(STEG)とイタリアTernaの間で、チュニジア-イタリア間海底送電線敷設を含めた総額40億ユーロの「ELMED」計画が発表された。同計画は、チュニジアのCap Bonとイタリアのシシリア島を結ぶ200キロの海底高圧直流送電(HDVC)線の敷設とチュニジア側に1,200MW規模の発電所建設の2つのプロジェクトから構成されている。同発電所で発電された電力の400MWはチュニジア国内に供給され、残りの800MWは海底送電線を使ってイタリアへ輸出される計画。敷設予定のHDVC線は1,000MWの双方送電可能で、そのうち200MWは再生可能エネルギーから得た電力の送電に充てられる見通し。2010年4月には1,200MW発電所建設の事前入札資格選定のための国際入札が行われ、11社が選定されている。
- ・現在アフリカ大陸と欧州を繋ぐ送電線は、モロッコとスペインを結ぶ1,400MWの交流送電線

²³ ANME(Agence National pour la Maîtrise de l'Énergie)ホームページ (<http://www.anme.nat.tn>)

²⁴ エネルギー消費削減量パーセンテージは、2004年が基準年とされている。

²⁵ Clean Development Mechanismの略。クリーン開発メカニズムと訳され、京都議定書に盛り込まれた温室効果ガス削減目標を達成するための補助的の制度。

²⁶ The Wind Power ホームページ (<http://www.thewindpower.net>)、TUNISIE NUMERIQUE 2012年4月14日付記事、Direct Info 2012年4月17日付記事

²⁷ チュニジア産業・技術省ホームページ (www.industrie.gov.tn) ; AfricanManager、2010年5月4日付記事 ; Les Afriques、2009年9月1日付記事、EUROPEmaghreb、2010年11月30日付記事、

が1本あるのみで、同計画は欧州と北アフリカ地域間の再生可能エネルギー開発において大きな役割を果たすことになり、現在注目を集めている。

④ デザートテック計画

- ・ 民間企業主導で、「デザートテック (Desertec)」プロジェクトが2009年7月にドイツ企業10社、スペイン企業1社、アルジェリア企業1社による合計12社²⁸の間で調印された。北アフリカのサハラ砂漠で太陽熱を利用して発電、欧州・北アフリカ・中東地域に高压直流送電 (HDVC) 網を使って送電する計画で、2050年までに欧州の電力需要の約15%、また北アフリカ・中東地域の需要を満たそうとする壮大なものである。プロジェクトの費用は約4,000億ユーロと見積もられている。2010年3月にはモロッコの Nareva (ONA 系列)、スペインの Red Electricia de Espana、フランスの Saint-Goban Solar、イタリアの Enel Gree Power の4社が加わっている²⁹。
- ・ また、2011年2月にはイタリア最大手の銀行2行の UniCredit および Intesa Sanpaolo が参加を決定している³⁰。同プロジェクト内で、チュニジアは欧州への送電線 (アルジェリアやリビアに設置された CSP で生産された電力をチュニジア経由でイタリアへ送電するルート) が通る重要なトランジット拠点となっており、プロジェクトにおける役割は大きい。

⑤ 送電網「メドグリッド (Medgrid)」計画 (トランスグリーン計画)

- ・ 2010年7月、フランス政府は北アフリカで太陽熱を利用して発電した電力を、地中海海底を経て欧州に送る送電網を敷設する「トランスグリーン」計画を発表した³¹。同計画には、フランス政府のほかアルストム、アレバ、フランス電力 (EDF) などのフランス企業や、スペインのアベンゴア、ドイツのシーメンスなどが参加。モロッコやアルジェリア、チュニジアなど北アフリカ諸国が再生可能エネルギーを利用して生産した電力を地中海海底に複数の高压直流送電線を敷設し、欧州の送電網と連結させる計画。標準的な原子力発電所約4基に相当する500万キロワットの送電能力を2020年までに整備する予定で、送電ルートはアルジェリアースペイン、アルジェリアーイタリア (サルデニア島)、チュニジアーイタリア、リビアーイタリア、エジプトーギリシャを想定。
- ・ 同「トランスグリーン」計画は、フランス政府指導で発足した「地中海のための連合³²」における「地中海ソーラー計画」に沿ったプロジェクトであり、上述のドイツ企業中心のデザートテックとは別に立ち上げられる形となっている。送電網計画に関しては、上述の「ELMAD 計画」および「デザートテック計画」と重なっており、これから調整が行われるものと見込まれている。「地中海ソーラー計画」では、2020年までに再生可能エネルギーによる電力生産を20GWまで上げる

²⁸ ABB、ドイツ銀行、エーオン、ミュンヘン再保険、シーメンス、HSH ノードバンク、マン・ソーラー・ミレニアム、M+W Zander、RWE、ショット・ソーラー、アベンゴア・ソーラー (スペイン)、Cevital (アルジェリア)

²⁹ デザートテック基金ホームページ (www.desertec.org)、2010年3月22日付プレスリリース

³⁰ Algérie Presse Service (www.aps.dz)、2011年2月11日付記事

³¹ 日本経済新聞、2010年7月6日付記事; トランスグリーン計画ホームページ (www.transgreen-psm.org)、

フランス環境省ホームページ (www.developpement-durable.gouv.fr)

³² 2008年7月13日フランスのサルコジ大統領が提唱し設立された、EU加盟諸国と地中海沿岸国によるゆるやかな共同体。EU27カ国およびEU加盟候補国を含めた地中海沿岸諸国16カ国 (アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、クロアチア、モンテネグロ、トルコ、モナコ、アルジェリア、エジプト、イスラエル、ヨルダン、レバノン、モロッコ、パレスチナ、シリア、チュニジア、モリタニア) により構成されている。

ことを目標に掲げている。2010年12月、フランスのエネルギー省において当計画を進める20社からなるコンソーシアムとの調印が成され、プロジェクトは正式にスタート。なお、その際にトランスグリーンからメドグリッド(Medgrid)へと名称を変更している。予定投資額は380億～460億ユーロと見積もられている。

⑥アポロ計画(Sahara Solar Breeder Super Apollo Project)³³

- ・2010年8月国際協力機構(JICA)、科学技術振興機構(JST)や東京大学はアルジェリアのオラン科学技術大学(USTO)、エネルギー開発センター(CDER)などと「サハラ・ソーラー・ブリーダー研究センタープロジェクト(通称:アポロ計画)」に合意。5年をかけて、サハラ砂漠の砂に含まれる酸化シリコン(シリカ)を太陽電池向けの高純度シリコンに変える生産技術や高温超電導直流長距離送電システムについて共同研究を行う。
- ・この研究は東大客員教授鯉沼氏が唱えるサハラ・ソーラー・ブリーダー(SSB)計画がきっかけとなっており、同計画には東大や東京工業大のほか弘前大、物質・材料研究機構なども加わる。アルジェリア側はオラン工科大や高等教育研究省アドゥラル再生可能エネルギー開発部門などが連携している。
- ・2010年12月には、東大鯉沼教授を含める日本の研究者およびチュニジア・アルジェリア産官関係者を交えた計画の推進母体「SSB ファンデーション」が設立されている³⁴。当プロジェクトは2011年1月に開始。2012年5月に行われた当計画に関する第4回ワークショップでは、アルジェリアの若い研究者の日本での教育プログラム実施が合意されている。同年12月には、アルジェリアから大学関係者約30人が日本を訪れた。

⑦TuNur計画³⁵

- ・英国企業Nur Energieにより始動された太陽光発電プロジェクト。2011年に、チュニジアの投資グループTOP Group、チュニジア・フランス合弁企業Glory Clean Energyとの合弁企業(Nur Energie50%保有)TuNur Ltdが設立された。
- ・当プロジェクトは、チュニジア南部のケベリ県に1万ヘクタールにわたる生産能力2GWの太陽光発電所を建設し、地上及び海底ケーブルを通じ、欧州市場へ向けてチュニジアからイタリアまで高電圧直流にて送電するというもの。投資額は100億ユーロ(220億TD)と見積もられており、2万人の間接雇用、1,500人の直接雇用が創出されると見られている。2013年9月に着工しており、欧州への送電開始は2016年の予定。当計画は上記デザータック計画のコンセプトの基準を満たしており、デザータック基金により評価され承認されている。

(6) 観光分野

- ・世界経済フォーラム(ダボス会議)による2011年旅行・観光産業に関する報告書によると、チュニジアは観光セクターの競争力において世界139カ国のうちトルコ(50位)、エジプト(75位)、モロッコ(78位)を上回る47位となっている。2008年2月には、米国紙「ニューヨーク・タイムズ」によって世界で最も美しい観光地の第3位に選ばれている。
- ・2009年には世界経済の低迷にもかかわらず690万人の観光客が訪れ、観光業のGDPに占め

³³ 日本経済新聞、2010年12月16日付記事；SSBファンデーションHP(www.ssb-foundation.com)；Diginfo(jp.diginfo.tv)、2010年11月22日付記事、Portail Algérien des Energies Renouvelables ホームページ

³⁴ SSBファンデーションHP (www.ssb-foundation.com)

³⁵ TuNur ホームページ (<http://www.tunur.tn>)、TUSTEX 2013年9月4日付記事

る割合は 5%、観光収入は貿易赤字の 60%をカバーし、外貨獲得源の 11.6%を占める主要産業となっている³⁶。困難な経済状況が長引く中、2010 年もチュニジアの観光収入は 1.5%と僅かながらも成長を続けたが、革命の混乱により 2011 年は 34%減少。その後、2012 年(前年比 30.5%増)、2013 年(1.7%増)と、2010 年のレベルには届かないまでも徐々に回復しつつある。なお、2012 年の外国からの観光客数は 595 万人、GDP に占める割合は 4.5 である³⁷。

- ・観光客をみると、宿泊数では圧倒的にフランス人が多く、2012 年は全体の 22.7%を占め、次にドイツ人(18.4%)、イタリア人(11.5%)と続いている³⁸。入国数で見ると、隣国、特にリビアとアルジェリアからの入国が 47.8%と半数近くを占めている。
- ・チュニジア観光の特徴としては、ヨーロッパ諸国からの観光客をターゲットとした格安パッケージ旅行が多く、観光客1人当たりの支出額が平均 401.8ドルと、近隣諸国に比べて低いことがあげられる(モロッコ 786.1ドル、エジプト 902.8ドル、トルコ 833.1ドル。2010 年数値³⁹)。政府はこの状況を改善し、観光産業をさらに発展にさせるための戦略を 2010 年に策定。観光商品の多様化と革新、プロモーションとマーケティングの強化、制度的枠組み、金融分野の再構成、ウェブ互換性のある観光事業の 5 つの主要軸を設定し、観光客層の拡大を図るとともに、2011 年に打撃を受けた観光産業の回復を狙っている。
- ・外国直接投資も 2008 年には不動産開発も含めて約 2 億 TD(1 億ユーロ相当)までに上り、観光分野がチュニジア経済の重要な牽引役となっていることがうかがえる。対内投資の中でも大型の観光プロジェクトは主に湾岸諸国からの投資が多い。最近の主要な観光プロジェクトとしては、次のようなものがある。
 - － Abu Khater グループ(アラブ首長国連邦)が、チュニス北部の湖畔に建設予定の Tunis Sports City に 50 億ドル投資すると発表
 - － Emaar 不動産(アラブ首長国連邦)は、Marina Al Qussor と名づけられたスス(Sousse)北部に設置される観光リゾートに 19 億ドル投資する予定
 - － Sama Dubai 社(アラブ首長国連邦)は、チュニス南部の湖畔に建設予定の Mediterranean Gate リゾートに 15 年かけて 140 億ドル投資する予定
 - － Gulf Finance House 社(バーレーン)は、チュニス北部の未開発地 Raoued にオフショア総合金融センター、Tunis Financial Harbour (TFH)を 30 億ドルかけて開発する予定。
- ・しかし、2008 年末の国際金融危機の影響を受けて、Marina Al Qussor リゾート開発計画(Emaar 社)、および Mediterranean Gate リゾート開発計画(Sama Dubai 社)は現在凍結している⁴⁰。これ以外の大型観光プロジェクトも 2009 年以降一時中断しているケースが少なくない。
- ・さらに、2011 年の革命後、観光及び不動産開発における外国直接投資額は 2,300 万 TD にまで落ち込み、2012 年は 7,700 万 TD まで回復しつつも、いまだ 2009 年のレベルに戻っていない⁴¹。
- ・2012 年 10 月、チュニジア観光省と JICA は、マーケティング・プロモーション戦略の強化を図る協力体制の構築を目指した技術協力プロジェクト「観光プロモーション能力強化プロジェクト」(協力期間:2013 年 1 月より 3 年間)を締結。地域経済発展と雇用創出に寄与している。

³⁶ チュニジア中央銀行、Annual Report 2009

³⁷ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012、チュニジア観光省、チュニジア国立統計機構

³⁸ チュニジア国立統計機構、チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

³⁹ JICA ホームページ (www.jica.go.jp)

⁴⁰ Economist Intelligence Unit (www.eiu.com), ViewsWire: September 17th 2010 “Tunisia Business: Mixed Bag”

⁴¹ チュニジア国立統計機構

JICA ではこの他、2011～2013 年にかけて「仏語圏アフリカ観光セクター強化」第三国研修を実施している。

(7) 情報通信技術 (ICT)

- ・ チュニジアは、アフリカで最先端の通信インフラが整備されている国の1つである。世界経済フォーラム(ダボス会議)による 2012 年情報技術の競争力に関する報告書⁴²によると、チュニジアは情報通信環境整備に関して、アフリカで過去 5 年連続で 1 位、またアラブ諸国では 7 位、全 142 カ国の中では 50 位にランクインされ、欧州のイタリア(48 位)、ギリシャ(59 位)などと大差はない。ICT 産業が GDP に占める割合は 2012 年には 5.2%にまで達しており、主要産業の1つとなっている⁴³。
- ・ 2012 年の固定電話または携帯電話の保有率は 128.8%。インターネット接続契約数は、1,000 人に対し 2008 年の 27.1 から翌 2009 年には 39.5 と大幅に上昇した。さらに 2012 年には 103 まで増加した。⁴⁴ 国内は全長 9,000 キロの光ケーブルによって、国際ネットワークには海底ケーブル 3 本によって結ばれている。3 本目の海底ケーブルはチュニジア資本 100%で設置された初めての海底光ケーブルで「Hannibal」と呼ばれ、2009 年 11 月に開通。これにより、国内で急増するインターネット需要を満たすこと、および安定的なアクセスを提供することで投資先としての魅力を海外にアピールすることに成功している⁴⁵。
- ・ 政府は ICT 部門にさらに多くの外国投資を誘致するため、様々な税制優遇措置を定めるとともに、ICT に特化したテクノパークを設立。その一つである El Ghazala テクノパークには、最先端の設備が完備されており、Ericsson, Alcatel-Lucent, Microsoft など 90 の企業(そのうち 26 は輸出専門企業)が進出している。2011 年 9 月には Manouba 県に同テクノパークの拡張サイトが開設されており、また Ennahli 県にも設立される予定。さらに IT およびマルチメディアに特化したテクノパークが Sfax に設置されており、ICT 部門に特化した外国投資企業向け一括引受窓口も設置されている(詳しくは、「外国直接投資」の章参照)。
- ・ ICT セクターの中でも特に急成長を遂げているのがコールセンター事業で、2009 年時点で 219 のセンターがあり、モロッコと争う形でコスト低下を目指す欧州企業の事業移転先として注目を浴びている(詳しくは「外国直接投資」の章参照)。政府は、第 11 次開発計画(2007-2011 年)の中で ICT 分野に関して以下のような目標を掲げている。

目標	2012 年までの現状 ⁴⁶
「年間成長率を 17.5%にまで上げる」	2012 年は 9.4%(ピークは 2009 年の 16%)
「63 億 TD の投資の実現(うち 38 億 TD は民間投資)」	2007-2008 年で計 14 億 TD 達成、以降数字なし
「5 万人の新規雇用創出(年間 1 万人)」	2007-2008 年で計 14,100 人創出、以降数字なし
「電話(固定・携帯)保有率を 108%にする」	2012 年で 128.8%達成
「インターネット接続契約数を 120 万件まで伸ばす」	2012 年で 1114,273 件
「一般家庭コンピューター保有率を 30%に引き上げ」	2012 年で 16.3%

⁴² World Economic Forum, The Global Information Technology Report 2012

⁴³ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

⁴⁴ チュニジア情報技術省ホームページ (www.mincom.tn)

⁴⁵ La Presse (www.lapresse.tn)、2009 年 11 月 16 日記事

⁴⁶ チュニジア国立統計機構、チュニジア情報技術省ホームページ、チュニジア中央銀行

- チュニジアは、開発計画の中で「知識」分野に重点を置いている。国土も小さく、資源大国のアルジェリアやリビアに挟まれるチュニジアは、高い教育水準を武器に科学技術やサービスといったソフト分野を発展させ近隣諸国に差をつけることで、安定した経済発展を維持しようとしている。ICT 部門はまさにこの戦略の要となっており、近年政府が様々な方策を立ち上げている分野といえる。
- ICT 部門での最近の投資例としては、Microsoft が 2007 年チュニジアに Microsoft Innovation Center (MIC) を設立、2009 年 11 月には 10 社の ICT 新興企業が選出され MIC での研修が開始された。選出された企業は、いずれも先端技術を有し、イノベーション力が強く、大きな将来性を持つ新興企業および起業家たちで、MIC で 1 年間の集中的な技術研修と経営研修を受ける。またマイクロソフト社とタイアップすることで知名度が上がるため、宣伝効果を上げることも狙いの 1 つとなっている。同社には 2013 年 2 月にはアフリカ諸国の接続性を向上させ、競争力を高めるためのツール開発を目的とした「Microsoft 4Afrika」イニシアティブを始動。7,500 万から 1 億ドルの投資を行うとしている⁴⁷。

⁴⁷ Investir en Tunisie、2013 年 3 月 4 日付記事

II 貿易

1. 貿易構造

- ・ チュニジアの貿易構造は、恒常的な輸入超過となっている。輸出が増加しているにもかかわらず、貿易が黒字に転換しない理由として以下が挙げられる。
 - 過去 10 年間に加工製品の輸出が大きく伸びたものの、原油輸出の落ち込み(生産量が減り、国内消費が増えたため)により伸びが相殺された。
 - 主要輸出部門である衣料、皮革製品、機械・電気機器では、原材料、中間財を輸入して完成品を輸出する構造になっているため、同部門での輸出をのばすためには、輸入を拡大しなければならない。
 - エネルギー、農産品、電気・機械の輸入超過構造が変わらない。
- ・ チュニジアの貿易相手国として、欧州連合が輸出の 71.4%、輸入の 53.5%と大部分を占めている(2012 年)。旧宗主国のフランスのシェアが輸出入ともに大きく、イタリアがこれに続く。フランスとイタリアだけで輸出の 46%、輸入の 31%を占める。輸入相手国では中国の伸びが著しく、前年比 29%増、輸入全体の 6.9%を占め、ドイツを抜いている。アジア諸国はチュニジアにとって欧州に続き第 2 位の輸入先となっている。
- ・ チュニジアの主要輸出産業は製造業となっており、輸出全体の 73.5%を占める(2012 年)。製造業の中でも機械・電子機器産業が 36.6%、繊維・皮革産業で 22.3%を占め、輸出収入における最も重要な産業となっている。
- ・ 輸入品目では、機械・電子機器が 41.8%、その他の製造工業品 16.7%、繊維・皮革品が 11.2%と製造業品目が全体の 72.2%を占める(2012 年)。

年	輸出(FOB)	輸入(CIF)	貿易赤字	カバー率(%)
2004	12,404	16,185	3,781	76.6
2005	13,794	17,292	3,498	79.8
2006	15,558	20,003	4,445	77.8
2007	19,410	24,437	5,027	79.4
2008	23,637	30,241	6,604	78.2
2009	19,469	25,878	6,409	75.2
2010	23,519	31,817	8,298	73.9
2011	25,092	33,695	8,604	74.5
2012	26,548	38,183	11,635	69.5

出所:チュニジア中央銀行、Balance des Paiements de la Tunisie 2012

表10 チュニジアの主要貿易相手国(2012年)

輸 出		輸 入	
EU 諸国	71.4%	EU 諸国	53.5%
うち フランス	26.9%	うち フランス	16.5%
イタリア	18.9%	イタリア	14.2%
ドイツ	8.2%	ドイツ	6.9%
UMA*諸国	9.1%	アジア諸国	15.0%
アジア諸国	3.1%	UMA 諸国	5.8%

出所:チュニジア中央銀行「Balance des Paiements de la Tunisie 2012

*1989年の創設されたアラブ・マグレブ連合。メンバーは、アルジェリア、リビア、モリタニア、モロッコ、チュニジアの5カ国

表11 主要貿易品目

輸出品目	%	輸入品目	%
機械・電気製品	36.6%	機械・電気製品	41.8%
繊維・皮革製品	22.3%	エネルギー(石油・ガスなど)	16.8%
エネルギー(原油・石油派生品)	16.8%	その他の製造工業品	16.7%
食料品・農産品	9.7%	繊維・皮革製品	11.2%
その他の製造工業品	8.4%	食料品・農産品	11.0%
肥料・燐酸派生品	6.2%	肥料・燐酸派生品	2.5%

出所:チュニジア中央銀行、Annual Report 2012

2. 2012年の貿易動向⁴⁸

- ・ 2012年、チュニジアの輸出入はともに増加したものの、輸入(13.3%増)の増加が輸出(5.8%増)のそれを上回り、その結果、貿易赤字が拡大。2011年の86億TDに対し116億TDと35.2%増加している。
- ・ 貿易収支の変化に最も影響を与えたのが、エネルギーと食品・農産物における輸入超過であり、貿易赤字拡大の約40%に寄与している。また、従来黒字である消費財においても前年8.2億TDの黒字から3.8億TDの赤字に転じ、貿易赤字拡大につながっている。
- ・ 輸出の減速は、繊維・皮革部門売上の減少(7.1%減)と機械・電気産業成長の低下(2011年14.9%に対し4.7%)に特に起因。これらの部門は、輸出の約60%を占め、輸出相手国の95%がEU市場からなっているため、継続的な不況にあるEU諸国からの需要低下による影響を強く受けている。

3. 貿易政策の動向

- ・ 1995年にマグレブ諸国では、最初に調印されたEUとの連合協定に基づいて、2008年1月より、チュニジア・欧州間の工業製品の貿易における関税が撤廃された。例外として、パスタ、ヨーグルト、臓物、絨毯など一部の製品や、特別法によって保護されている食料品に対して関税が残され、「消費者権利」の対象となるアルコール飲料、自動車、贅沢品などは関税撤廃が制限されている(詳しくは「チュニジア-EU関係」の章参照)。

⁴⁸ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012、Balance des Paiements de la Tunisie 2012

- 2004 年末にはトルコと FTA 調印(原料および半加工品、資本財の関税の完全撤廃、加工品および工業製品の関税を 8 段階で撤廃等)。2002 年にはリビアと、2013 年にはアルジェリアとの二国間 FTA 協定が発効している⁴⁹。
- 現在、貿易・投資に関するフレームワーク協定を結んでいる米国とは、FTA 締結に向けて 2008 年より協議が再開している。
- 2007 年 3 月、チュニジア、モロッコ、ヨルダン、エジプトの自由貿易協定(FTA)である「アガデール協定」が発効(2004 年 2 月に調印)。協定は、関税や輸入割当枠の撤廃のほか、対外貿易、農業、製造業、税制、金融、税関を中心に参加国のマクロ経済政策を連携させることを目的としている。また、各種ノウハウの共有や複数国を対象とする原産地ルール運営方法の活用、EU との連合協定に沿った EU 市場への輸出などの促進も目指す。
- 2004 年末をもって多国間繊維協定(MFA)が撤廃されたため、繊維部門における国際競争は激化している。特に EU 市場におけるチュニジアのシェアは、協定撤廃後 5.8%後退。一方中国からの輸入は 41.5%、インドが 18%の伸びを記録するなど、EU 市場におけるアジア競合国の攻め合いが激しくなっている⁵⁰。そこでチュニジアは、価格安定化に加えて関係国に及ぼす価格変動の影響を検討するよう WTO に要請している。
- 輸出促進を担う公的機関として代表的なものとして通商省傘下の輸出促進センター(Centre de Promotion des Exportations : CEPEX、73 年設立)が挙げられるが、2004 年 4 月にこれら輸出促進支援を行う公的および民間機関をまとめた「輸出業者センター」(Maison de l'Exportateur)が設立された。同センターは、上述の CEPEX が中心となって運営し、貿易一括引き受け窓口(Guichet Unique Commercial)が設けられ、輸出入業社を一括して直接的に支援し、あらゆる行政手続きに関する情報を提供している。

輸出業者センター(Maison de l'Exportateur) :

Centre Urbain Nord, 1080, Tunis, Tunisie

Tél. : 216 71 23 42 00

Fax : 216 71 23 73 25

e-mail : rapidcontact@tunisiaexport.tn

Site Web : www.cepex.nat.tn

- 輸出促進のための基金として、輸出促進基金 Fonds de Promotion des Exportations :FOPRODEX)および輸出市場アクセス基金(Fonds d'Accès aux Marchés d'Exportation:FAMEX)が設立されており、両基金とも CEPEX によって運営されている。なお、FOPRODEX は在チュニジア法人が対象、FAMEX は主に国内市場向けに事業を展開している企業や既に行なっている輸出事業の多角化を狙う企業が対象となっている。
- 規格関係では、産業省傘下に全国規格・知的財産局(Institut national de la Normalisation et de la Propriété industrielle : INNPI)が設立されている。

⁴⁹ 在チュニジア欧州連合代表部ホームページ (<http://eeas.europa.eu/delegations/tunisia>)

⁵⁰ 世界銀行、Morocco, Tunisia, Egypt and Jordan after the End of the Multi-Fiber Agreement, December 2006

CEPEX が最近開催した見本市の例:

- ・ 2008年2月11日 CEPEX で、国産の有機栽培農産品の普及および輸出拡大を狙った試食イベントが開催され、在チュニスの外国大使館関係者らが出席した。オリーブオイル、ナツメヤシ、野菜(トウガラシ、ジャガイモ、ウイキョウ、エンドウマメ、レタス、ナス)、オレンジなどの果実、ドライナッツ(アーモンド、ピスタチオ)、小麦や大麦を原料としたシリアル製品などが展示された。「有機栽培農産品技術センター」や、スファックスにある「ザヤティン社」などが、有機栽培製品を PR した。翌 12 日には CEPEX とチュンジア農業・漁業連合(UTAP)の主催で、国産有機栽培農産品の輸出セミナーが開催された。
- ・ チュンジアは世界第 4 位のオリーブオイル輸出国だが、瓶詰めし、チュンジア産のラベルを貼って輸出するケースはわずかである。大半が外国で瓶詰めされ、チュンジア産と表示されないため、チュンジア産オリーブオイルの知名度は低い。このような状況を改め、オリーブオイルの輸出を促進することを目的に、2007年4月5日、包装・パッケージング技術センター(PACKTEC)と産業省がチュニスで、生産者、輸出業者、デザイナー、マーケティング担当者などを集めた説明会を開催。2007-2011年の目標として、チュンジア産と表示された瓶詰めオリーブオイルの割合をオリーブオイル輸出全体の10%まで引き上げること、2007年時点で8-10社の輸出業者の数を2割増加させることなどが掲げられた。シェルビ産業・エネルギー・中小企業相(当時)は、オリーブオイルがチュンジアの食品輸出の43%を占めること、第10次開発計画(2002-2006年)の間に、精油および包装部門への投資が8%増加したことなどを指摘するとともに、マーケティングや販売促進、パッケージングで一層の努力が必要であることを強調した。また、オリーブオイル輸出業者団体の会長は、マーケティング計画の実施、監視委員会の設立、欧州や米国、日本など販売実績のある市場への輸出強化、中国、インド、カナダ、ロシアなど新市場の開拓の必要性を挙げた。2010年末時点、瓶詰めオリーブオイルがオリーブオイル輸出全体に占める割合は11%、輸出業者は36社までに増加し、上述の目標は達成されている⁵¹。
- ・ 2013年4月、輸出企業、国際貿易を行う若い起業家、国際部門の銀行関係者などを対象とした「国際支払:規則と過程」をテーマとしたセミナーを各地で開催。当イベントは銀行関係を容易にする専門的なアプローチの普及、輸出入における金融ツールの最適化を目的としている⁵²。

4.外国為替・貿易政策

(1) 為替・貿易に関する一般規定

- ・ 為替および貿易に関する法規は、1976年1月21日に制定された法律 N°76-18、また1994年3月7日制定の法律 N°94-41 に基づく「為替・貿易法典」にまとめられる。同法では、個人・法人いずれも、チュンジア居住者か否かで扱いが異なる。個人については、主な居住地がチュンジアであるチュンジア国籍人、チュンジアに就労拠点をもち2年以上滞在する外国人を居住者とみなし、法人については、チュンジア国内に施設を持つ法人(外国籍企業を含む)をチュンジア法人として扱う。しかし、国内にあっても、在外チュンジア人・在外外国人によって66%以上の資本が保有される商社、投資促進制度によって設立された輸出専門企業、ビゼルト(Bizerte)やザルジス(Zarzis)に設けられたフリーゾーンに進出している企業、および非居住者を主に顧客とする金融機関については、非居住者とみなされ、同法の対象外となる。
- ・ 法律規定では、全ての個人・法人(通常外国に滞在している個人を除く)は、認可を受けた金融機関に保有外貨を預けなければならない。また、居住者およびチュンジア法人は、国外で保有している外貨をチュンジア中銀に届け出る義務がある。
- ・ 個人・法人は、輸出により得た利益、または外国で受けた全ての収入をチュンジア通貨に変換し銀行口座に納めなければならない。輸出専門の在外企業、在外貿易企業およびフ

⁵¹ Webmanagercenter、2010年11月8日付記事

⁵² Turess、2013年4月4日付記事

リーゾーンに設立された在外企業は、この規制対象外である。また在チュニジア輸出企業は、その利益を法人口座に外貨のまま保有することができる。

非居住者は、制限額なしに外貨をチュニジア国内に持ち込むことができるが、国内の銀行口座(外貨およびディナール口座)に預ける場合は、事前に関税局に届け出なければいけない。また換算額で 5,000TD 以上になる外貨を持ち出す場合も、入国の際に関税局への届け出が義務付けられている。

- ・ チュニジア中銀のバカール総裁(当時)は、2006年3月1日ナブールで開かれた与党 RCD(当時)の対話集会の席で、ディナールと外貨の交換の 2009 年の完全自由化に向けて、チュニジア中銀が一連の新措置を準備していることを明らかにした。しかし、2008 年からの世界的な経済危機の影響を受け、現在 2014 年に延期されている⁵³。現在、チュニジアは管理変動相場制が適用されている。

(2) 経常取引と資本取引

為替規制緩和とプロセスが 1987 年から開始され、1992 年 12 月に一旦終了している。1992 年以来、在チュニジア企業は、貿易取引とサービス取引など経常取引において、ディナールと外貨の交換が自由にできることになっている。これは 1972 年以来、輸出専門企業にのみに与えられていた条項であった。

またこの規制緩和では追加的に、資本取引で以下のことが可能となった。

- ・ 輸出業を行う企業による、輸出先国の企業への投資
- ・ 銀行は年間 1,000 万 TD、銀行以外の企業は年間 300 万 TD まで外貨の借入れが可能。また 格付け機関または株式市場で格付けされた企業は、返済期間が 12 ヶ月以上の場合には、外国金融機関から金額の上限はなく外貨を借入れできる。それ以外の企業に関しては年間 1,000 万 TD まで外貨借入れが可能。
- ・ 外国企業は、資本の 50%未満を条件として、チュニジア企業の株式の取得が可能

(3) 在外企業によるチュニジアへの投資

① 直接投資

企業の設立あるいは既存企業の拡張を目的とするものであれば、チュニジアへの直接投資は完全に自由。ただし投資分野によってはチュニジア当局の認可が必要となる。

② 間接投資

在チュニジア企業への間接投資は、資本の 50%未満を条件として可能であり、インカムゲイン、キャピタルゲインなどは外貨建てで自由に移転できる。

(4) チュニジア企業の対外投資

- ① 在チュニジアの輸出企業は、前年度の外貨での売上総額(5 万 TD 以上でなければならない)に従って、次の対外投資が可能。

⁵³ Webmanagercenter、2010 年 6 月 14 日付記事

- 連絡・代表事務所に対する 5 万～50 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～100 万 TD の投資

在チュニジアの輸出企業が、上記の目的で外貨口座から海外送金を行う場合、限度額は年 300 万 TD となっている。

② 在チュニジアの輸出企業ではない企業、あるいは輸出企業ではあるが外貨での売上総額が 5 万 TD 以下の企業は、以下の対外投資が可能。

- 連絡・代表事務所に対する 5 万～25 万 TD までの投資
- 支店、子会社、国外に設立された企業に対する 10 万～50 万 TD の投資

③ チュニジアにありながら在チュニジアの法的ステータスを持たない企業への、チュニジア国籍の個人あるいは法人による資本参加。

在チュニジアのチュニジア国籍の個人およびチュニジア国籍あるいは外国籍の法人は、チュニジアにありながら在チュニジア企業という法的ステータスを持たない企業への資本参加が可能である。

5. 輸入割当制度／カウンターパーチェス制度

- ・ 制度上、現在、チュニジアにはカウンタートレード(見返り取引)に関する仕組みは存在しない。
- ・ 1995 年に政府が自動車組立業を支援するカウンターパーチェス制度を制定し、1998 年から実地された。自動車 1 台の売上の最低 50%に相当する部品を現地の部品メーカーから購入することを条件として、外国自動車メーカーに輸入を許可するというもので、これは同国の機械産業の発展に貢献した。
- ・ この制度は 1999 年に廃止されたことになっているが、WTO は 2006 年度の年次報告で、現地調達に関する措置が明確でないことを指摘している。
- ・ チュニジア中銀によると、数少ない品目を除いて輸入は完全自由化しているとのこと。輸入制約のある品目として挙げられているのは、公共の安全、衛生・保健、道徳、自然保護、文化遺産などに関わる品目である。また、いくつかの種類の車両に関しても暫定的に商務省からの輸入許可が必要とされている。
- ・ フランスの企業振興会(UBIFRANCE)の資料によると、チュニジアは 90%以上の品目に関して輸入自由化が実現しているが、自動車、医薬品、農業産品に関しては輸入制限が課せられている⁵⁴。
- ・ チュニジアのアティジャリ銀行(モロッコのアティジャリワファ銀行系列)のホームページによると、全輸入品目の約 3%にあたる「チュニジア産品と競合する一部の消費財」(主に農産品、自動車、繊維製品)に関しては商務省の輸入許可が必要とされ、輸入割当が適用されると記されている⁵⁵。
- ・ またカウンターパーチェス制度(オフセット制度または相殺制度とも呼ばれる)については、チュニジアのオンライン経済紙「ウェブマネージャーセンター」の記事にて、ジュルビ産業・エネルギー・中小企業大臣(当時)の発言として、「ほかの多くの開発途上国と異なり、チュニジア

⁵⁴ UBIFRANCE, l'Essentiel d'un Marché Tunisie 2008/2009, P67-68

⁵⁵ アティジャリ銀行、www.tunisiecomex.com/fr/fiches-pays/tunisie/acces-au-marche

で保有されている自動車はほとんどがアジア車ではなく欧州車である。これは欧州自動車メーカーの競争力による成果だけではなく、欧州自動車メーカーがチュニジア製自動車部品を調達することによって欧州車購入を相殺しようとするチュニジア政府の政策の成果でもある。」と掲載している。同記事によると、さらにジェルビ大臣(当時)はこの「産業カウンターパート政策」が成果を出している分野として、自動車産業、航空産業、ICT 分野を例に挙げている⁵⁶。

- ・ しかし、革命後この制度が継続されるかはいまのところ明らかにはなっていない。

⁵⁶ Web Manager Center (www.webmanagercenter.com)、2009年4月28日記事

III チュニジア-EU 関係

1. 貿易

- ・チュニジアは他国に先駆けて 1995 年に EU との連合協定 (Association Agreement) を締結した。1976 年に結ばれていた協定をベースに、相互の関税の段階的撤廃を主な目的としたもので、第 1 段階としては、3 種類の工業製品リスト(原料およびチュニジアで生産していない資本財、半製品およびチュニジアで製造していない製品、チュニジアで製造されかつ十分な競争力のある製品)について 1996 年からの 12 年間で段階的に関税が撤廃され、次いで、第 4 リストに分類された工業製品が 2000 年 1 月から 8 年間かけて段階的に撤廃された。第 4 リストには化粧品、界面活性剤、ハードウェア、医療品小型電気製品など、チュニジアの競争力が不十分な製品も含まれる。2008 年 1 月 1 日以降工業製品分野におけるチュニジア・EU 間の関税は完全撤廃されている。
- ・EU との農水産物貿易に関する合意は、2001 年 1 月 1 日に発効している。これにより、チュニジアから EU に輸入されるオリーブ油の年間非課税限度が 4 万 6,000 トンから 5 万トンに引き上げられ(2005 年までに更に段階的に 5 万 6000 トンまで引き上げ)、またトマト、じゃがいも、イチジク、だちょう肉について年間非課税限度が設定された。この見返りにチュニジア側は EU からの小麦と植物油に関する輸入税を 5 年間で段階的に撤廃することに合意した。2005 年以来、新たな農水産物自由化交渉が行われているが、未だ合意には至っていない。
- ・2010 年 5 月に開かれた EU との第 8 回連合委員会会議 (Comité d'Association) では、「アドバンスト・ステータス」合意に向けた具体的な議論が行なわれた。「アドバンスト・ステータス」は、政治面での対話の制度化、経済・文化・社会分野におけるより一層の協力体制構築を目的としたもので、本来であれば EU 加盟候補国にしか認められていない協力プログラムや援助機関への参加を認められる。2013 年 11 月にアドバンスト・ステータスをテーマに開催された国際会議では、企業の優れたガバナンスと透明性、国家の安全対策など欧州が求める基準にチュニジアは達していないとし、スタンバイ状態になっている⁵⁷。なお、モロッコは 2008 年に同資格を既に取得済み。地中海沿岸地域ではヨルダンが、2010 年 10 月に同資格を与えられている。
- ・2012 年 11 月の第 9 回連合委員会会議 (Comité d'Association) では、特権的パートナーシップの枠組みで、政治協力、経済統合、ガバナンス、民間パートナーシップを主要軸とする新たなアクションプラン(2013~2017 年)が合意された。

2. 経済協力

- ・EU は連合協定が締結された 1995 年より地中海諸国支援事業 (MEDA プログラム) を実施。2006 年までに MEDA プログラム 1&2 によってチュニジアに対して 10 億ユーロ以上の援助プロジェクトを実施している。そのうちの 55% は世銀と共同で行なった構造調整支援、33% は技術協力プロジェクト、残りの 12% は欧州投資銀行 (EIB) による融資プロジェクトに使われた。
- ・2007 年より、欧州近隣パートナーシップ (L'instrument Européen de Voisinage et de Partenariat - IEVP) が MEDA プログラムを引き継ぎ、2007-2013 年までの 7 年間で 119 億ユーロの支援を提案。このプログラムはチュニジア政府が開発計画目標に沿って実施するプロジェクトを補完的に資金提供するもので、主に経済改革、民間セクター奨励事業、経済環境整備、社会開発などの分野を中心に援助が行なわれる。
- ・また EU は、チュニジアの革命後の復興支援として、2011-2013 年の協力プログラム (PIN) に

⁵⁷ Webmanagercenter、2013 年 11 月 30 日、12 月 2 日付記事

2億4000万ユーロの追加支援を実施。2011年、2012年のアクションプログラム予算の強化も行っている⁵⁸。さらに、2013年12月には、経済再建支援プログラム(PARIII)強化を目的とした6,500万ユーロの追加支援(翌年には4,500万ユーロがさらに追加。合計1億1,000万ユーロ)、自治体の能力向上を目的とした3,000万ユーロの追加支援への合意がチュニジア政府とEUとの間で調印されている⁵⁹。

- IMFは2013年7月、2013–2015年のチュニジア経済改革プログラム支援を目的に17.4億ドルに上る24カ月スタンバイ合意を承認した⁶⁰。

⁵⁸ 在チュニジア欧州連合代表部サイト (<http://eeas.europa.eu/delegations/tunisia>)

⁵⁹ Investir en Tunisie、2013年12月21日付記事

⁶⁰ IMF 2013年7月7日付プレスリリース

IV チュニジア-日本関係

1. 貿易

- ・ 2012年の日本との貿易は、対日輸出 112.8 億円(前年比 9.5%減)、対日輸入 89.5 億円(前年比 8.5%増)である。
- ・ 日本からの主な輸入品は、自動車(バス・トラック)、鉄鋼製品、電気機器などであり、日本向け主な輸出品は魚介類(クロマグロ)、衣類である。

2. 直接投資

- ・ 邦人企業は、三菱商事、伊藤忠、豊田通商、住友電装、矢崎総業、YKK、JTなどが挙げられる。
- ・ 最近の直接投資の例としては、2008年に住友電装がジェンドゥーバ(Jendouba)県の工業地帯に、2009年には矢崎総業がガフサ(Gafsa)県にある工業地帯に工場を設置している。住友電装は2011年、当工場の拡張工事及び新工場の開設を計画しており、2012年3月までに4100万TDの投資を行ったと見積もられている⁶¹。矢崎総業は2009年に最初の工場を開設、2,500万ユーロの投資を発表して以来2011年までに5つの生産拠点を設立。2011年12月に度重なるストライキを理由に工場のひとつを閉鎖しているが、チュニジアに対する投資戦略は変わらないとしている⁶²。なお、住友電装は、2009年カルタゴ投資フォーラム⁶³において、チュニジア政府から「The Welcoming Award(ようこそ賞)」を与えられている。
- ・ 2012年10月1日時点での在チュニジア邦人数は171名、法人企業数は11社⁶⁴。

3. 政府開発援助(ODA)⁶⁵

- ・ 日本は円借款および技術協力を中心として、産業のレベルアップ支援、水資源開発・管理への支援、環境への取り組みに対する支援の3分野を中心に援助を行っている。
- ・ 日本からは2011年累計で2,451億5,700万円の円借款、46億9,800万円の無償資金協力(以上、交換公文ベース)、228億8,400万円の技術協力(JICA経費ベース)が行われている。
- ・ 円借款については水資源、運輸、情報通信などの分野を中心に行われており、近年の案件は次頁のとおり。
 - 2013年度「地方都市水環境改善計画」(108億7,100万円)
 - 2011年度「ガバス-メドニン間マグレブ横断道路整備計画」(150億8,400万円)
 - 「地方都市給水網整備計画」(60億9,400万円)
 - 2009年度「首都圏通勤線電化計画(II)」(45億9,600万円)

⁶¹ Tunisia IT 2011年1月13日付記事、African Manager 2012年3月28日付記事、

⁶² Business News.com 2009年11月30日付記事、Challenges 2011年12月21日付記事、Investir En Tunisie 2012年1月20日付記事

⁶³ チュニジア投資促進庁が毎年開催するチュニジアへの外国投資誘致のためのフォーラム

⁶⁴ 外務省海外在留邦人数調査統計平成25年要約版

⁶⁵ 政府開発援助ホームページ(www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda)、JICAホームページ(www.jica.go.jp)など

2007年度「チュニス大都市圏洪水制御計画」(68億800万円)
「総合植林計画(Ⅱ)」(31億2,800万円)
2006年度「ジェンドゥーバ地方給水計画」(54億1,200万円)
「国営テレビ放送センター計画」(40億7,500万円)
「民間投資支援計画」(62億7,700万円)
「南部オアシス節水農業支援計画」(52億6,000万円)
2005年度「ボルジュ・セドリア・テクノパーク建設計画」(82億900万円)
「太陽光地方電化・給水計画」(17億3,100万円)

- ・ 無償資金協力では、2008年度2件の草の根・人間の安全保障無償資金協力(1,000万円)を行った。2009年には環境プログラム無償資金協力「南部地下水淡水化計画」(10億円)を実施。地下水の塩分濃度が上昇し、飲料不足の深刻化が懸念されるチュニジア南部のメドニン県ベン・ゲルデューヌ地区に、地下水を逆浸透膜方式により淡水化するプラントの整備を行っている。また2009年以降も毎年、草の根・人間の安全保障無償資金協力が行われている。
- ・ 技術協力では、産業のレベルアップ支援、水資源開発、環境等の分野において、技術協力プログラム、開発調査、研修員受け入れ、青年海外協力隊、そしてシニア海外ボランティア派遣等を積極的に支援している。2011年度には主として仏語圏アフリカ諸国を対象として5件の第三国研修を実施している。
- ・ 対チュニジアODAでは2005年まで日本はフランスに次ぐ2位となっていたが、2006年にフランス、ドイツ、イタリアに次ぐ4位に後退。それ以降は2～4位に位置しており、2010年はスペイン、フランスに次ぐ3位となっている。
- ・ 主要な ODA 案件としては、国際協力銀行(JBIC)等が資金提供した「ラ・グレット＝ラデス橋建設」が挙げられる。この橋は、チュニス湖運河により分断されているグランドチュニス地域(首都チュニスを中心とするチュニス首都圏)の南北を繋ぐ首都環状道路の重要部分を占める。チュニス南湖側の盛土地盤の抵抗力が弱く工事に遅れが出たため、予定より1年半ほど遅れたものの、2009年3月に開通。建設は、仏・チュニジアの設計会社コンソーシアムの監督の下、日本企業が担当している。建設費用は1億4,100万TD(借款契約が調印された1999年におけるJBICからの借款金額は84億300万円)。
- ・ 2002年には首都チュニスと第2の都市スファックス(Sfax)を結ぶ高速道路建設の一部(エルジェム～スファックス間約50キロ)に、125億円の借款を行う契約が調印されている。また2011年には、高速道路をチュニジア南部までつなぐ(ガベス～メドニン間)マグレブ横断道路整備計画に調印(150億円)、地域間格差の是正に貢献し、貿易・流通の活性化による経済発展を図っている。
- ・ また、2006年より開始された「ボルジュ・セドリア・テクノパーク」への協力は、有償資金協力事業と技術協力プロジェクトの連携によって行われ、首都チュニス近郊に建設される化学・産業技術テクノパークにおける高等教育機能および研究開発機能部分の建設およびその運営を支援する内容である。融資額は82億900万円、日本国内の関係大学との協力による日本人専門家派遣やチュニジア人研究員の本邦研修等による技術協力が行なわれている。
- ・ 民間セクターの支援としては、2007年に有償支援プロジェクトとして「民間投資支援事業(62億7,700万円)」が調印された。チュニジアの中小企業が低利かつ中長期の融資が受けられることにより、同国の産業競争力強化および新雇用機会の創出に寄与している。
- ・ 2008年には円借款プロジェクト「チュニス大都市圏洪水制御事業」(68億800万円)が調印

された。同プロジェクトでは、都市洪水対策の一環としてチュニス大都市圏の西部における排水路の整備およびセジュミ湖とメリアン河をつなぐ排水路建設を実施する。地域住民の生活環境の改善および地域経済の安定に寄与している。また、2011年に調印された「地方都市供給網整備計画」(60億9400万円)ではチュニジア全土の地方都市において、老朽化した供給網の改善・拡張を行い、安定的な水供給能力の向上を図る。

- ・ 技術協力プロジェクトとしては、2009年より「品質・生産性向上プロジェクト」が実施されている。チュニジアでは、EUとの連合協定に従い2008年1月より工業製品の関税が撤廃されており、国内産業の生産性レベルアップおよび国際競争力強化が喫緊の課題となっている。この課題に対応するため、JICAは2006年から2008年にかけて品質・生産性向上のためのマスタープランおよびアクションプラン策定を支援するための開発調査を実施。その調査結果を基に、2009年よりチュニジア政府内の品質・生産性向上に関わる体制整備やコンサルタント育成のための日本人専門家派遣および機材供与、カウンターパート研修などを実施している。従来日本の強みとされる実践的な品質・生産性向上技術の移転に対する現地政府の期待は大きい。
- ・ 2012年10月より、技術協力プロジェクトとしてガベス湾沿岸水産資源共同管理プロジェクトが4年間の予定で実施されている。水産資源はチュニジアにとって重要な役割を果たしているが、漁業の発展による過剰採取や違法操業による生息環境の破壊のため水産資源が低下。その課題に対し、日本では2005年から2010年に「沿岸水産資源の持続的利用計画プロジェクト」を実施。今回のプロジェクトでは、前回の協力で開発・導入した技術と手法をベースに、漁民及び政府その他関連機関との連携強化に配慮しつつ同地域全体の持続的な水産資源利用と管理を支援する。

4. 最近の外交動向

- ・ 2011年10月の制憲議会選挙の際には、浜田和幸外務大臣政務官が日本監視団としてチュニジアを訪問。同政務官は、2012年12月にチュニジアで開催された拡大中東・北アフリカ構想(BMENA)「未来のためのフォーラム」第9回閣僚級会合にも参加している。
- ・ 2012年6月、アブデッサレーム外相(当時)が外務省賓客として日本を訪問、玄葉光一郎外務大臣(当時)と外相会談を行い、二国間関係の一層の強化などの意思表明を行った。また、米倉弘昌経団連会長を表敬訪問し、日本との協力関係強化を望むとともに、チュニジアへの貿易・投資拡大をアピールした。
- ・ 2013年6月、マルズキ大統領及びジャランディ外相(当時)が第5回アフリカ開発会議(TICAD V)のために来日。安倍総理、各界要人との会談を行ったほか、筑波大学にて講演を行った。

5. 再生可能エネルギー分野に関する動き

- ・ 2010年12月にチュニジアで開催された第2回日本・アラブ経済フォーラムでは、チュニジア・ソーラープランのNo.14プロジェクトの推進に関する覚書が締結された⁶⁶。同プロジェクトに関しては2010年7月、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)とチュニジア開発・国際協力省および産業技術省などの間でプロジェクト実施に関する同意書が結ばれている。これに基づき、まず日本の技術であるMW級の太陽熱利用型コンバインドサイクル発電システム技術を、チュニジアに導入し普及するための実証事業を含めた詳細な可能性調査(FS)が実施されている。

⁶⁶ 外務省 HP (www.mofa.go.jp/mofaj)

- その他、前述の「アポロ計画」が現在進行中。2010年12月に、東大鯉沼教授を含める日本の研究者およびチュニジア産官関係者を交えた計画の推進母体「SSB ファウンデーション」が設立されている⁶⁷。

⁶⁷ SSB ファウンデーション HP (www.ssb-foundation.com)

V 対チュニジア直接投資

1. 概況⁶⁸

- ・ 2011年に前年比30%減と大幅に減少した対チュニジア直接投資は、2012年には革命前のレベルにまで回復。前年比55%増の25億4,100万TD(2011年は16億1,590万TD)となった。対GDP比では3.5%で(2011年は2.5%)、1万0,263人の新規雇用(エネルギー部部門除く)が創出された(うち、8,944人は工業部門での新雇用)。
- ・ 2012年の投資を部門別にみると、エネルギー部門が2年連続して低下した。同部門への投資が全体に占める割合は、2007～2011年の5年間の平均60%に対して、2012年は35.4%にまで落ち込んだ。一方、製造業は前年比60.7%増(5.32億TD)となり、全体の21.2%を占めた。また、チュニジアの通信オペレータであるTunisiana社の株15%の売却及びチュニジア銀行の資本13%の売却により、通信部門と金融部門への投資が増加し、それぞれ全体の30.2%、9.7%を占めた。
- ・ 外国直接投資全体におけるEU諸国が占める割合は依然として高い。しかし、2012年の割合は過去5年平均72%に対し50%と低下した。これは、EUからの投資が前年比7%増加した一方で、カタールテレコムによるTunisiana社一部買収(6.37億TD)によりアラブ諸国の占める割合が38%に成長したため。EU国の中では、フランスがトップで、全体の15.7%(3.93億TD)を占めた。次にオーストリア(13.1%)、イタリア(11.1%)と続いている。
- ・ エネルギー部門では、投資を集中させるオーストリアがトップ(同部門の36.9%)で、カナダ(17.3%)、イタリア(12.4%)、英国(11.9%)と続いている。英国は3年連続して減少(2012年は前年比49%減)。イタリアは製造業への投資を大幅に回復(前年23.2%減に対し74.1%増)させる一方で、エネルギー部門では43.8%減少している。
- ・ チュニジアは、累計で外資系企業 3,068 社を受入れており、33 万 2,617 人を雇用している(2012年)。そのうち、製造業が 2,420 社で、全体の 79%を占めている。製造業の中でもとりわけ繊維・衣類部門の比が高く、企業数で 1,087 社、雇用数では 12 万 4,150 人と、製造業の 44%を占めている。
- ・ 近年外資の進出が活発なのが自動車部品(欧州の大手自動車部品メーカー5社に加え、日本からも2社がチュニジアで製造)、電気製品、情報通信(コールセンターなど含む)で、チュニジアの輸出の半分を占める繊維産業でも、高級既製服(プレタポルテ)用の縫製業などが伸びている。
- ・ 企業がチュニジア進出を選ぶ理由として、欧州からの地理的な近さ、インフラ・輸送・通信などのビジネス環境、コスト面でのメリット、女性の労働力が豊富でかつ高レベル、また他国から高学歴の技術者が流入していることなどが挙げられる。
- ・ また、外国からの投資受入れ窓口が一本化されており、事務手続き期間が比較的短いこともメリットとなっている。手続きは、産業・技術革新振興庁(APII: Agency for the Promotion of Industry and Innovation)の「ワン・ストップ・ショップ」(Tunis、Sfax、Sousse、Nabeul、Gafsa、Gabès、Béjaの7カ所に存在)にて行われる。

⁶⁸ チュニジア中央銀行、Annual Report 2012、Balance des Paiements de la Tunisie 2012、チュニジア外国投資促進庁(FIPA)ホームページ(<http://www.investintunisia.tn>)

- ・ 2011-2012 年ダボス世界経済フォーラムによる国の競争力に関する報告書によると、チュニジアは世界 142 カ国中 40 位に位置し、南アフリカ共和国を抜いてアフリカ大陸第 1 位である(南アフリカ共和国 50 位、モロッコ 73 位、アルジェリア 87 位、エジプト 94 位)。欧州諸国と比べても、ポーランド(41 位)、イタリア(43 位)、ポルトガル(45 位)を抜いて上位に立っている。

表12 2005-2012 年 セクター別外国直接投資フロー(単位:100 万 TD)

	2005 年	2006 年	2007 年	2008 年	2009 年	2010 年	2011 年	2012 年
エネルギー	386	940	1,359	1,934	1,234	1317	1063	886
製造業	375	347	486	642	772	574	331	532
金融	120	22	0	371	0	43	0	243
通信	99	*3,056	80	40	154	127	194	757
観光・不動産	17	18	72	199	85	95	23	77
その他	19	20	74	213	34	9	5	9
合計	1,016	4,403	2,071	3,399	2,279	2,165	1,616	2,504

出所:チュニジア中央銀行

*チュニジアテレコム为民営化(資本の 35%売却 = 29.72 億 TD)

2. 2013 年発表の主な投資案件⁶⁹

- ・ ブリティッシュ・ガスは 2013 年 2 月、チュニジア国内の天然ガス探査を目的に 1 億 TD(約 4,800 万ユーロ)の投資を行うと発表。開発における新手法の特定を行いつつ、インフラ整備を含む複数の分野への投資を行う基金の創設の可能性も示唆した。
- ・ 米マリオットグループは、1 億 5,000 万 TD をかけて、スス県に 5 つ星ホテルを開発する。2014 年着工、2017 年オープン予定。2013 年 11 月に、オープン後の管理企業となるチュニジア Jenayah グループ企業と契約を交わしている。なお、当グループ間の提携は今回が初めてではなく、マリオットインターナショナルはリッツカールトンブランドで 2015 年にも別のホテルをオープンするとしている。
- ・ 欧州における作業服製造販売の大手、英国の ORBIT インターナショナルは 570 万 TD をかけてベジャ市に新工場を開発するとしている。着工は 2014 年 3 月の予定。当初は 250 人を採用、5 年間で 2000 人の雇用を見込んでいる。
- ・ リビアの外国投資企業(LAFICO リビア)は、8000 万から 1 億ドルをかけてチュニスに 5 つ星リゾートホテル、オフィス、ショッピングセンターを含む総合商業施設コンプレックスを建設することを発表した。オープン予定は早くても 2016 年以降になる見通し。
- ・ 英国の Nur Energie の子会社 TuNur(チュニジア投資グループ TOP Group、チュニジア・フランス合弁企業 Glory Clean Energy とのジョイント・ベンチャー)は、チュニジア南部のケビリ県に 1 万ヘクタールにわたる生産能力 2GW の太陽光発電所を建設し、地上及び海底ケーブルを通じて、欧州市場へ向けてチュニジアからイタリアまで高電圧直流にて送電するという大規模プロジェクトを開始。投資額は 100 億ユーロ。
- ・ 米マクドナルドは、当社の公式 Facebook にてチュニジアにフランチャイズ展開をすると発表。2013 年 3 月には最初のレストランがオープンするとしている。また、チュニジア商業相は同 3 月、ピザハット(米国)やクイック(フランス)も間もなくフランチャイズ展開をすると発表している。

⁶⁹ Investir en Tunisie、2013 年 12 月 31 日付記事

- ・ モノプリチュニジア (SNMVT－Monoprix) は、2013 年 11 月末、フランスの家具・家電専門店 BUT とのフランチャイズ契約に調印。チュニス、スファックス、ススに 5 店舗をオープンしている。第 1 号店のオープンは 2014 年 10 月の予定。なお、当社は今後 3 年かけて 1 億 TD (約 4000 万ユーロ) を投資、販売拠点の拡大を図る。
- ・ 2013 年 12 月にはフランスの家電販売店 DARTY が、チュニジアの Hachicha グループによるフランチャイズ展開を行うと発表。2014 年 3 月には第 1 号店がオープンするとし、その後 20 店舗まで拡大するとしている。なお、Darty にとってはフランス海外で初のフランチャイズとなる。
- ・ イタリア石油大手 ENI のスカローニ CEO は、チュニジアにおける生産増を目指し、2008 年の同国に対する投資を 5 億 TD (2 億 8,100 万ユーロ) まで拡大する計画を発表。同時に、チュニジアを通じてアルジェリア産ガスをイタリアに輸送するパイプライン「トランスメッド」の 2019 年以降の契約延長に関して、現在チュニジア政府との間で交渉を行っていることも明らかにした。また、当社は 2012 年にも、油田開発、探査活動の強化、生産拠点環境開発などを目的とした 6 億ドルの投資を行うことを発表している。

①航空機産業

- ・ 2009 年 1 月、EADS/エアバスの 100% 子会社 Aerolia は、チュニス南西部に設置された航空機下請け産業に特化した El-Mghira 工業地帯に進出する合意書に調印。先 5 年間で 3,000 万ユーロ、合計 6,000 万ユーロを投資し、1 万 m² の土地に航空機組立工場を設置する。この工場では Aerolia がフランスの工場で製造した部品を組み立てる作業が行われる予定。
- ・ フランス航空機部品会社 Figeac Aera は、上述の El-Mghira 工業地帯に Aerolia 社向けの航空機部品製造工場を設置。投資額は 1,000 万ユーロ。この他、エアバスの進出によって、下請企業 Secomas (仏航空ボイラー製造企業)、Serma Technologie (仏電気エンジニア企業)、Storm Aircraft (伊設計・エンジニア企業) など多数が進出を予定している。
- ・ フランス航空機部品会社ゾディアック・アエロスペースは、2013 年、チュニス郊外に位置するグロムバリア産業地区に、新たな航空機部品の製造拠点を設置する。投資額は 2,500 万 TD、500 人以上の雇用創出が見込まれている。当工場はゾディアック・アエロスペースのチュニジアにおける 4 つ目の工場となる。

②自動車部品産業

- ・ ドイツのワイヤーハーネス専門企業 Draxlmaier は Siliana にある工場を 2 万 5,000m² から 4 万 3,000m² へ拡張。投資額は 2,230 万ユーロ。
- ・ ドイツのワイヤーハーネス専門企業 Kromberg & Schubert は、Beja 工業地帯にある工場を拡張し、チュニス近郊の Al Ghazala テクノポールに R&D (製品開発) 部門を新たに設立。全投資額は 2,740 万ユーロ。
- ・ 日本の住友電装は 2008 年にジェンドゥーバ (Jendouba) 県にある工業地帯に進出。
- ・ 日本の矢崎総業は 2009 年にガフサ (Gafsa) 県にある工業地帯に進出。2011 年までに 5 つの生産拠点 (うち 1 つは 2011 年 12 月に閉鎖) を設立している。
- ・ チュニジアのゾーアリグループを中心とした複数のチュニジア企業及びインドのマヒンドラ社との合弁企業である Medicars は、2013 年 10 月末にチュニジアでは 3 番目、アフリカでは初となるインド系自動車メーカーのチェーン方式組立生産拠点をスース県に開設。当初の投

資額は 3,200 万 TD。

③ コールセンター/ICT

- ・ チュニジアのコールセンター産業は急速に発展している。コールセンターの数は、1999 年の 2 件から 2002 年には 14 件、2009 年には 219 件と急増し、1 万 7,500 人が雇用されている⁷⁰。モロッコと並んで、アフリカでの仏語によるオフショアコールセンター受入先として首位に立っている。
- ・ ICT 部門への投資額も、1992-1996 年の 4 億 3000 万 TD に対し、2007-2011 年では 63 億 TD と拡大している。
- ・ 既に ICT に特化したテクノパークがチュニス近郊の El Ghazal およびスファックス(Sfax)に設置されている。また、30 億ドルを投資してチュニス・テレコム・シティと名付けられた総合テクノパークを Kalaat Landlous に設置する計画も進行中。
- ・ チュニジア政府は 2008 年、外国企業の ICT 部門投資を促進するための ICT 専用手続き一括窓口を El Ghazal テクノポール内の情報通信研究・調査センターに設置⁷¹。この窓口は、産業・技術省がこれまで行っていた業務を引き継ぎ、外国企業に対して様々な事務手続き、および輸入業務や機器の販売などに関する調整・アドバイスなどを行う。
- ・ 政府はコールセンター誘致策として、税制上の優遇処置や電話料金優遇措置などを設けている。また、現地人材の雇用に際しては現地の職業安定所の全面的な協力が得られる。
- ・ チュニジアには約 9,000 キロの光ファイバー網が完備され、情報通信分野でのインフラ整備も継続されている。
- ・ 2007~2008 年には 4 万 3,100 人の学生が情報通信技術を学んでおり、4 年前の人数に比べて 2 倍となっており、全大学生の 13.2%が情報通信技術を専攻していることになる。最初の就職先を求める若者の 36%は大学卒と、労働力のレベルも高い。
- ・ 最近の主な投資事例は以下のとおり。
 - 2004 年 9 月：企業向けソフトウェアを開発する米企業ストリームのフランス支社が、カスタマーサポートを担当するコールセンターを立ち上げ。
 - 2007 年 8 月：仏プジョーが欧州 7 カ国をカバーするコールセンターをポルトガルとチュニジアに移転することを発表。ポルトガルセンターでは、ポルトガルのみならずイタリア、ドイツ、オランダ、ベルギー、スペインをカバーする。チュニジアセンターではフランス語による問い合わせに対応。
 - 2009 年 6 月：米ヒューレット・パッカード(HP)は世界全国をカバーする販売と営業のサポートセンターを El Ghazala テクノパークに設置することを発表⁷²。このセンター開設にあたり 800 人ほどのチュニジア人エンジニアを起用する予定。
 - 2012 年 12 月：カタールの通信事業カタールテレコム(Qatar Telecom)は、チュニジア政府保有のチュニジアナ(Tunisiana)社株 25%のうち 15%を買収する合意書に署名。買収価格は 4 億 1000 万ドル。これにより、カタールテレコムのチュニジアへの出資率は 90%に引き上げられる。

⁷⁰ FIPA ホームページ (www.investintunisia.tn)

⁷¹ African Manager、2008 年 11 月 5 日付記事

⁷² Business News (www.businessnews.com.tn)、2009 年 6 月 22 日付記事

④流通部門⁷³

- 2009年8月商業法の改正および2010年7月制定の1501法令にてフランチャイズに関する新たな法律が成立し、フランチャイズ契約に関する基本的なルールが制定された。これにより、流通、観光、自動車および研修サービスの分野における外国企業のフランチャイズが合法化された。それ以外の分野における外国企業のフランチャイズ展開を望む企業は、競争委員会による特別認可を受ける必要がある。商業省によれば、2013年2月までに、ファーストフードや広告、不動産分野など申請された案件17社のうち6件が認可されている。
- フランチャイズ合法化に伴い、チュニス商工会議所は2009年12月チュニジア初の国際フランチャイズ見本市「第1回チュニス・メッド・フランチャイズ」を開催。国内外からの大きな関心を集めた。
- 2013年2月末に開催された「第4回チュニス・メッド・フランチャイズ」では、これまで制限されていた分野の拡大が検討されていると発表された。チュニジアの流通部門は2001年チュニス近郊へのカルフルの進出以来、大きな変化を遂げている。カルフルはチュニジアのUTICグループの傘下に入っている。2005年には総床面積1万2,000m²のショッピング・センターTunis Cityもオープンし、大型スーパーのGéant Casinoも開店。これはチュニジアMabroukグループと仏Casinoグループのジョイント・ベンチャーとなっている。また、2012年には、フランスのオーシャンがMagasin Generalの資本10%を取得しチュニジアに進出。オーシャンは出資率を25%まで拡張する可能性があるとしている。今回の提携によりオーシャンの研修、マーケティング、管理ノウハウなどがもたらされると期待されている⁷⁴。
- これら大型チェーンの進出にもかかわらず、日常生活における伝統的小売店の役割は大きい。特に地方ではこの傾向が顕著である。大規模小売店が市場に占める割合は12%と全国的には未だに低い⁷⁵。
- 主な大規模小売店は以下の3社。

1) Mabrouk グループ⁷⁶

チュニジア最大のスーパーマーケット・チェーン。スーパー80店舗(モノプリ)、ハイパー1店舗(チュニス北郊外の大型ショッピングセンター「チュニス・シティ」内Géant Casino)などを有する。大規模小売店市場の36%のシェアを持つ国内最大グループ。年間10店舗新開店のペースを保ち、全国でのシェアをさらに増やしつつある。Magasin Général(国営)の買収に関心を持つも獲得に失敗した。

2) Chaibi/Ulysse Hyper Distribution (UTIC グループ⁷⁷)

スーパー45店舗(カルフル・マーケット44店舗、カルフル1店舗)を有する。大規模小売店市場でのシェアは31%⁷⁸。

⁷³ Tustex (www.tustex.com/commun.php?code_com=3995)、2006年11月22日記事; Oxford Business Group, Report Tunisia 2010; UBIFRANCE, L'essentiel d'un marché Tunisie 2010/2011

⁷⁴ TUNISIE NUMERIQUE、2012年3月14日付記事

⁷⁵ Econostrum (www.econostrum.info)、2009年11月5日付記事

⁷⁶ Mabrouk 3兄弟(Mohammed Ali, Ismail and Marwan Mabrouk)によって創設・経営されているチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。このうちMarwanはベン・アリ前大統領の3番目の娘(Cyrine Ben Ali)と結婚しており、前政権との繋がりが指摘されている。

⁷⁷ UTIC (Ulysse Trading and Industrial Companies) グループは、創設者の名字であるChaibiグループとして通常知られている。包装業を起点に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、Taoufik Chaibi氏。

⁷⁸ Econostrum (www.econostrum.info)、2009年11月5日付記事

3) Magasin Général(Poulina グループ⁷⁹)

2006年5月、政府(76.3%保有)はMagasin Généralの民営化に向けた支援ミッションの入札を開始した。今回、入札資格があるのは現地資本企業だけで、Mabrouk グループ、Ulysse Hyper Distribution(UTIC グループ)とチュニジアの2大大規模小売店も名乗りを挙げたが、2007年7月、Poulina グループ(食品コンソーシアム)が落札した。落札価格は7,000万TDであった。Magasin Généralの業務拡大と近代化に向け、2012年までに5,000万TDの投資を約束している。また、資本はPoulina グループが49%、グループ内企業であるBayashiが51%を保有し、運営はBayashiが行う。

2012年度の売上高は4億8,098万TD(税抜き)で、前年比44%の増加。全国24の地方行政区に66の販売拠点を有す。

表13 主な食品流通グループ別シェア(2010年)

店名・グループ名	シェア(%)
Géant, Casino, Monoprix(Mabrouk グループ)	38
Carrefour, Champion, など(UTIC グループ)	33
Magasin Général(Poulina グループ)	29
伝統的小売店	-

出所: <http://www.businessnews.com.tn>

- ・ 食品以外の大規模小売店の販売も大きく伸びており、仏流通では Etam(女性用衣料・下着)、Celio(男性用衣料)、Lacoste、Du pareil au même(子供服)、Catimini(子供服)等の衣料品小売業が進出している。一方、国内の衣料品販売チェーンの販売も好調で Mabrouk、Sasio、Blue Island、Dixit などが外国ブランドと競合している。香水では仏 Marionnaud が進出。国内最大のチェーン店は Meublatex (家具)で、全国各地に展開している。
- ・ これら流通部門の政府管轄は通商・手工業省 (Ministère du commerce et de l'artisanat)、大型流通業者の組合としては、全国大型流通業者組合 (La Chambre Syndicale Nationale des Grandes Surfaces - UTICA) が挙げられる。

3. チュニジアの外国投資促進政策

1994年に公布された投資促進法典(Code d'incitation aux investissements)に基づき、チュニジア企業、外国企業に対して、投資の自由化に関する制度が導入された。特に完全輸出型の産業およびサービス部門については、様々な税上の優遇措置がとられている。この投資促進法典により、鉱業、エネルギー、金融、国内商取引を除き、投資に関する全ての法律が一元化された。

2012年より、外国投資事業の支援を強化し、チュニジア経済を活性化させることを目的に、投資促進法の改正が議論されている。2013年11月には修正案が閣僚会議により採決されており、現在制憲議会での採択が待たれている。新たな投資法は56項目からなっており、主な変更点は以下の通り。

- ・管轄官庁の事前承認の対象となっている経済活動の減少

⁷⁹ 養鶏産業を営む企業を母体(1967年創業開始)に発展したチュニジアの代表的な民間総合商社グループ。代表取締役は、創設者でもある Abdelwahab Ben Ayed 氏でグループ資本の40%を保有。

- ・新たな投資奨励金の導入
- ・再生可能エネルギー関連事業の導入(現在は特別法により規定されている。)
- ・土地所有に関する新規定の導入

また、外国投資を支援する特別組織、投資高等委員会 (Conseil supérieur de l'investissement) 及び国家投資機関 (Instance nationale de l'investissement) が創設される予定としている⁸⁰。

(1) 投資誘致機関

●経済・財務省: Ministère de l'économie et des finances

二国間や多国間における経済協力強化、外国投資促進のための政策策定などを行う。

Place du gouvernement la kasbah
1006- Tunis
Tel: (216) 71 571 888
Fax: (216) 71 572 390 / 71 563 959
e-mail : pcontenu@finances.gov.tn
ホームページ : www.portail.finances.gov.tn

●産業・技術革新促進庁 (Agence de Promotion de l'Industrie et de l'Innovation: APII)

1972年の投資促進法制定により設立。外国投資企業を受け入れる一括窓口として、機能している。チュニス、スス、スファックスの3箇所に事務所を有する。株式会社の設立手続きは、24-72時間で行われる。オンラインの申請が可能。

(ホームページ : <http://www.tunisieindustrie.nat.tn>)

●外国投資促進庁 (Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur : FIPA)

チュニジアへの外国直接投資誘致のための情報活動、助言、支援など様々な促進活動を行うために 1995年に計画・国際協力省管轄下に設立された。現在、ブリュッセル、ロンドン、ケルン、ミラノ、パリ、マドリッド、東京(在日チュニジア大使館内)の7カ所に海外事務所が設置されている。(HP: <http://www.investintunisia.tn>)

2009年世界銀行の出版した報告書によると、FIPAはMENA(北アフリカおよび中東)地域においてバーレーンの投資促進機関に続いて、最も効果的に外国直接投資誘致を行う政府機関であると評価されている⁸¹。

(2) 投資制度の原則

投資制度は、大きく以下の二つのカテゴリーに分かれる。

①1994年に採択された投資促進法典 (Code d'incitations aux investissements – CII) により

⁸⁰ La Presse de Tunisie、2013年11月13日付記事、

⁸¹ Webmanager、2009年7月9日付記事

規定される部門(特別法により規定される部門以外全て)

チュニジア在住または在外の外国企業は、国籍に関わらずチュニジアへ自由に投資できる。投資部門によって事前の許可なしにインターネット申請が可能である場合と、管轄官庁から事前の承認が必要となる場合がある。

事業活動内容別の制度は以下のとおり。

1) インターネット申請が可能な部門:

製造業、観光、完全輸出型サービス・産業関連サービス業で 100%外資の場合

2) 事前承認が必要な部門:

国内市場向けサービス事業(たとえば、輸送・通信、医療、不動産、教育、廃棄物・リサイクル処理など)、および外資が 50%以上のジョイント・ベンチャーの場合。

3) 農業部門:

外資の参加は最高 66%まで可能。農業地の買収はできないが、40 年間の長期レンタルが可能。

4) 漁業部門:

外資の参加は最高 66%まで可能。漁業区域はチュニジア北部と限定。

②特別法により規定される部門(鉱産業、エネルギー、商業、金融、保険、個人自由業)⁸²

- 卸売、小売、観光部門以外の飲食業などを含む商業部門に関しては、外国企業は「外国企業商業許可証」を通商省から取得しなければならない。
- 銀行などの金融セクターへの投資は財政省による厳格な審査を通らなければならない。
- 保険セクターも財政省による審査が必要となっている。
- 鉱産業および炭化水素部門は特別法により規定されている。
- 国の独占サービスに関する部門(電気供給など)は、公共事業のコンセッション契約という形で参加が可能。
- 個人で行う自由業は、チュニジア人に限られているケースが多い。

(3) 投資促進環境

①一般優遇措置

- ・ 課税対象の所得若しくは利益の 35%を上限に再投資される利益・所得に関わる所得税の免除
- ・ 国内メーカー不在の場合、資本財に対する関税の免除
- ・ 国内メーカー不在の場合、輸入資本財への付加価値税率の免税

②特別税制優遇措置:輸出専門の会社

⁸² Mission Economique, Fiche de synthèse, Droit des sociétés et législation des investissements, 15 avril 2009

- ・ 事業開始後、10年間は輸出事業利益に関する法人税(通常は30%)の100%免除、11年目以降は無期限に10%に軽減。ただし、2011年1月1日時点で本措置を受けていない新規輸出企業には10%の法人税がかかることが2008年予算法にて決定している。
- ・ 再投資された利益および所得に関わる税の100%免除
- ・ 資本財に係わる関税の100%免除
- ・ 税(droit)、目的税(taxe)を支払えば、生産高の30%を上限に国内販売が可能(2009年12月31日までは50%まで許可されていた)。
- ・ 設備財、原料、半製品のVATおよび消費税の100%免税
- ・ 「管理職」として外国人を4人まで雇用可能
- ・ 農業/漁業部門は、生産の少なくとも70%が輸出に向けられる場合、「輸出専業」会社とみなされる。
- ・ 「輸出専業企業」とは、生産の100%を輸出する企業および海外向けのサービス業に営む企業のこと。この中には、輸出専業企業の100%下請け企業や経済活動パーク内で活動する企業、および外国金融機関も含まれる。

③その他特殊案件に対する優遇措置

地方開発奨励地区(第1・第2・優先グループの3種類に分かれる)：

- ・ 再投資された利益・所得に関わる税について100%免除
- ・ 所得税および法人税の減税(最初の5年間または10年間免税、またグループによっては11年後からさらに10年間50%控除されることもある)
- ・ 投資額の8%、15%、25%(グループによって異なる)に相当する補助金の支給
- ・ 雇用主負担の社会保障費等を最初の5年間20%~100%(グループによって異なる)を国が負担
- ・ 国がインフラへの出費を25%~75%(グループによって異なる)まで補助する可能性

表14 地方開発奨励地区リスト

	県	郡
地方開発奨励地区 第1グループ	Béja	Medjez el Bab
	Sfax	Agareb, Djebeniana, El Amra, El Hancha, El Ghraiba, Skhira
	Sousse	Sidi El Hani
	Zaghouan	Zaghouan, Bir M'cherga
地方開発奨励地区 第2グループ	Béja	Béja nord, Béja sud, Testour, Teboursouk, Goubellat, Tibar
	Bizerte	Djoumine, Ghezala
	Gabès	Mareth
	Kairouan	Kairouan nord, Kairouan sud, Hajeb el Ayoun, Echebika, Sbikha, Haffouz, Nasrallah, Bouhajla, Cherarda
	Mahdia	Ouled Chamekh, Hébir, Essouassi, Chorbane
	Médenine	Médenine nord, Médenine sud, Sidi Makhlouf, Ben Guerdane
	Sfax	Bir Ali ben Khélifa, Menzel Chaker

	Sidi Bouzid	Sidi Bouzid Ouest, Sidi Bouzid Est, Mezzouna, Regueb, Ouled Haffouz
	Siliana	Bou Arada, Gaâfour, El Krib, El Aroussa
	Zaghouan	Ez-Zriba, El Fahs, Saouaf
	Béja	Nefza, Amdoun
	Bizerte	Sejnane
	Gabès	Matmata, Nouvelle Matmata, El Hamma, Menzel el Habib
	Gafsa	Gafsa nord, Gafsa sud, Sidi Aich, El Ksar, Oum el Araies, Redeyef, Metlaoui, Mdhila, El Guetar, Belkhir, Sned
地方開発奨励地区 優先グループ	Jendouba	Jendouba nord, Jendouba sud, Bou Salem, Tabarka, Ain Draham, Fernana, Ghardimaou, Oued Meliz, Balta Bou Aouane
	Kairouan	El Alâa, Oueslatia
	Kasserine	Kasserine nord, Kasserine sud, Ezzouhour, Hassi el Frid, Sbeitla, Sbiba, Djedeliane, El Ayoun, Thala, Hidra, Foussana, Feriana, Mejel Bel Abbés
	Kébili	Kébili sud, Kébili nord, Souk el Ahad, Douz nord, Douz sud, El Faouar
	Médenine	Béni Khedèche
	Sfax	Kerkennah
	Sidi Bouzid	Bir El Hafey, Sidi Ali Ben Aouñ, Menzel Bouzaienne, Jilma, Cebalet Ouled Asker, Meknassy, Souk Jedid
地方開発奨励地区 優先グループ (続き)	Siliana	Siliana nord, Siliana sud, Bou Rouis, Bargou, Makthar, Er-Rouhia, Kesra
	Tataouine	Tataouine nord, Tataouine sud ; Bir Lahmar, Smar, Ghomrassen, Dhehiba, Remada
	Tozeur	Tozeur, De Degach, De Tameghza, De Nefta et de Hazoua
	Zaghouan	Ennadhour

出所:チュニジア外国投資促進庁、www.investintunisia.com

製造業部門:

〈地方開発奨励地区第1グループ〉

32万ディナールを上限に、投資額の8%を政府が支援

〈地方開発奨励地区第2グループ〉

60万ディナールを上限に、投資額の15%を政府が支援

〈地方開発奨励地区優先グループ〉

100万ディナールを上限に、投資額の25%を政府が支援

観光業部門:

- ・ 宿泊施設、温泉、イベント等への投資の8%を政府が支援
- ・ 鉱山地区から観光地区への転換プロジェクトに対し政府が25%を支援

農業部門:

- ・ 再投資された利益、所得に関わる税の 100%免税
- ・ 事業開始後 10 年間は所得税・法人税の 100%免除
- ・ 国内メーカー不在の場合、輸入資本財への付加価値税率の免税
- ・ 国が水産・養殖のためのインフラ費用を支援する可能性
- ・ 投資額の 7%から 25%に相当する補助金
- ・ 乾燥地域での農業案件の場合、投資額の 8%の追加補助金
- ・ ビゼルトからタバルカまでの北部海岸の港での水産案件への投資額の 25%に相当する追加補助金

環境保護部門:

投資促進法典は環境保護および廃棄プロセス案件のために投資を行う企業への優遇措置を定めている。

- ・ 再投資した利益および所得に関わる税の 50%免除
- ・ 利益および所得に関わる所得税率の 10%オフ
- ・ 投資総額の 20%を支援
- ・ 特定の資本財の VAT が免除

R&D 促進部門:

- ・ 2011 年 12 月 31 日までに申請される、サイバーパークおよび発展性を持つ産業の投資プロジェクトに関しては、土地を格安価格で提供したり、投資額の 20%を上限に支援を行う。
- ・ バカロレア(大学入学資格)を有し、その後 2 年就学した者を雇用する場合、国は初年度より 2 年間にわたり雇用者の社会保障費を、その後 5 年間は 85%から 25%を負担。
- ・ 通常は 24 時間操業を行わないが、第 2、第 3 シフトの必要となる企業に対し、社会保障負担金の 50%を 5 年間にわたり国が負担。

教育、文化、保健、運輸部門:

- ・ 法人税の対象となる純益の 50%を上限に再投資された利益に対する法人税の減率
- ・ 所得および利益に対する法人税減率 10%
- ・ 国産同等品のない輸入資本財への VAT 免除

このほか、国の経済に特に重要とみなされる投資については政令により補足的な支援が与えられることもある。(出典:チュニジア外国投資促進庁、www.investintunisia.com)

④若者雇用促進制度⁸³

若年層の高い失業率を抑えるため、政府は高等教育修了者を対象に近年様々な雇用促進制度を立ち上げている。

- 高等教育修了証書を保有し、職業安定所に登録する若者を雇用した場合、最初の1年間月250TDを限度に給料の50%まで国が支給する。
- また特に雇用口が少ない部門においては、高等教育修了資格を保有する者を管理職に雇用した場合、「国民職業基金 21-21」より給料の75%が支給される。これは雇用時から3年間支給される。
- SIVP 1: 大学卒業者向けの管理職研修制度
大学修了者をインターンとして雇用する場合、研修期間中の社会保障費は国が全額負担し、100~250TDの奨学金が払われる。
- SIVP 2: 高等学校最終年者向けの若者研修制度
高等学校最終年者をインターンとして雇用する場合、研修期間中の社会保障費を国が全額負担し、奨学金が支払われる。

(4) 経済活動地区

チュニジアにはザルジス(Zarzis)およびビゼルタ(Bizerte)の2カ所に経済活動地区(Economic Activities: PEA)がある。PEAでの投資は、輸出専門の産業、貿易、サービスを行う国内外の法人に開かれている。それぞれ外国投資企業のための手続き一括窓口が設置されている。

ビゼルタ PEA

- 立地:チュニスの北西60km(チュニス空港から50分の距離)
港から30分、ビゼルタ市中心から車で5分の距離にある
- 総面積:81ヘクタール
(ビゼルタ・サイト 30ヘクタール、メンゼル・ブルギバ・サイト1及び2 51ヘクタール)
- 事業分野:貿易、コンテナ使用、建設、サービス、船舶の修理・解体
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備
- レンタル価格:
ビゼルタ・サイト:年間3ユーロ/m²
メンゼル・ブルギバ・サイト:年間2.5ユーロ/m²
- レンタル期間:最高30年
- 開業を含む一切の手続きの窓口はビゼルタ PEA で一本化されている。

ザルジス PEA

- 立地:チュニジア南部のザルジス商業港の近郊にあり、ジェルバ国際空港から45分の距離にある。
- 総面積:32ヘクタール
- インフラ設備:公道、衛生設備、水、電気、通信設備完備

⁸³ チュニジア外国投資促進庁、Production Factor Costs Tunisia, September 2010

- ・その他サービス:銀行、郵便局、顧客サービス、トランジット・サービス、市当局窓口、このほか企業への技術支援、フォローアップ等数々の支援を用意
- ・レンタル価格:
 - 産業:年間 3 ユーロ/m²
 - 商業・サービス:年間 5 ユーロ/m²
- ・レンタル期間:12 年から 30 年
- ・開業を含む一切の手続きの窓口はザルジス PEA で一本化されている。

(5) テクノパーク

現在チュニジアには各産業に特化したテクノパークが以下のとおり 9 つ設置されている。

- ・ El-Ghazala テクノパーク:情報技術、ICT
- ・ Borj Cédria テクノパーク:再生エネルギー、水、環境、植物バイオテクノロジー
- ・ Sidi Thabet テクノパーク:物理・化学、科学、原子力関連
- ・ Sousse テクノパーク:機械、電子、情報処理、新設企業支援施設
- ・ Sfax テクノパーク:情報処理、マルチメディア、研究および人材養成
- ・ Monastir テクノパーク:繊維・衣料
- ・ Bizerte テクノパーク:農業・食品
- ・ Gafsa テクノパーク:メカトロニック、精密化学、環境技術
- ・ Gabès テクノパーク:エコ産業、再生可能エネルギー、クリーン化学

これらのテクノパークには研究開発、教育、生産を専門とする企業が誘致され、テクノパークの整備、管理、メンテナンスは、チュニジア・アラブ国際銀行 (BIAT)、チュニジア銀行会社 (STB)、チュニジア銀行 (BT)、国立農業銀行 (BNA) が出資する民間企業(資本金 100 万デイナー)が一括して担当している⁸⁴。

この他にも以下のテクノパークが計画されている。

- ・ Médenine テクノパーク:砂漠の有効利用
- ・ Jendouba テクノパーク

(6) 工業地帯

上記の経済活動地区 (PEA) やテクノパーク以外にも、現在全国各県に合計 122 の工業地帯が設置されており、第 11 次開発計画期間中 (2007 - 2011 年) には新たに 35 の工業地帯が設置される計画となっている。このうち地方開発奨励地区に指定された地区に関しては、更に有利な税制優遇措置や支援基金が設けられている (上記参照)。

⁸⁴ チュニス発 TAP 電 2006 年 11 月 24 日

(7) 投資促進機関リスト

① 経済・財務省: Ministère de l'économie et des finances

Place du gouvernement la kasbah
1006- Tunis
Tel: (216) 71 571 888
Fax: (216) 71 572 390 / 71 563 959
e-mail : pcontenu@finances.gov.tn
URL : www.portail.finances.gov.tn

② 外国投資促進庁: Agence de Promotion de l'Investissement Extérieur - FIPA

Rue Salaheddine El Ammami
Centre Urbain Nord 1004 Tunis
Tel : (216) 71 75 25 40
Fax : (216) 71 23 14 00
e-mail : fipa.tunisia@fipa.tn
URL: www.investintunisia.tn

<FIPA－パリ事務所>

8 rue de la Bienfaisance 75008 Paris
Tel : (33) 1 45 22 68 57
e-mail : fipa.paris@investintunisia-org.fr

<FIPA－ロンドン事務所>

63-66 Hatton Garden London EC1N 8LE
Tel : (44) 207 430 13 15
e-mail : fipa.london@investintunisia.org.uk

<FIPA－日本事務所>

在日チュニジア大使館内
郵便番号 102-0074 千代田区九段南 3-6-6
Tel : 03-3511-6622
Fax : 03-3511-6699
e-mail : fipa_tokyo@tunisia.or.jp
URL : www.tunisia.or.jp

③ 産業・技術革新促進庁: APII

Agency for the Promotion of Industry and Innovation
63, rue de Syrie 1002 Tunis-Belvédère
Tel.: (216) 71 792 144
Fax: (216) 71 782 482
e-mail: api@api.com.tn
URL: www.tunisianindustry.nat.tn

④ 農業投資促進庁: APIA

Agency for Agricultural Investment Promotion
Central Division for Cooperation

62, rue Alain Savary 1003 Tunis-El Kadhra
Tel.: (216) 71 771 300
Fax: (216) 71 796 453
e-mail: Prom.Agri@apia.com.tn
URL: www.apia.com.tn/

⑤チュニジア観光局: ONTT
Tunisian Tourism National Office
1, avenue Mohamed V 1001 Tunis
Tel.: (216) 71.341.077
Fax: (216) 71 341 145
e-mail: ontt@ontt.tourisme.tn
URL: www.tunisietourisme.com.tn

⑥輸出促進センター: CEPEX
Export Promotion Center
Center Urbain Nord,
BP 225 - 1080 Tunis
Tel.: (216) 71 234 200
Fax: (216) 71 237 325
e-mail: info@cepex.nat.tn
URL: www.cepex.nat.tn

⑦ビゼルタ経済活動地区
Bizerta Economic Activities Park
241-243 avenue Habib Bourguiba 7000 Bizerte
Tel.: (216) 72 417 477
Fax: (216) 72 417 925
e-mail: bizerta.freezone@zfb.com.tn
URL: www.bizertaeconomicparl.com.tn

⑧ザルジス経済活動地区
Zarzis Economic Activities Park
BP40 Port de Zarzis 4137 Zarzis
Tel.: (216) 75 694 800
Fax: (216) 75 692 630
e-mail: info@investinzarzis.com
URL: www.investinzarzis.com

(8) 外国資本および利益の国外送金

1994 年以降チュニジアディナールは通常のビジネス取引で交換性を有するようになり、外国企業の資本、利益の国外送金が完全に自由になった(詳細は上述「チュニジアの貿易」の章参照)。

国外送金の対象は次のとおり。

- ・投資家：株式関連の所得。
- ・企業：ビジネス関連および生産関係の取引。
- ・給与所得者：労働契約完了から3カ月後、手取り給与の50%。
- ・外国人労働者：自由に送金できる割合は労働契約書で決められる。

チュニジアは現在49カ国と投資保護協定を、48カ国と二重課税防止条約を締結している(日本-チュニジア間はいずれも未締結)。

4. 投資環境

(1) 現地の人件費

法定最低賃金：

週労働時間 48 時間	時給 1.451DT (0.69 ユーロ)	月給 301.808DT (144.93 ユーロ)
週労働時間 40 時間	時給 1.497DT (0.72 ユーロ)	月給 259.479DT (125.02 ユーロ)

(出所：チュニジア外国投資促進庁)

雇用側の社会保障費等負担率：16.97～20.57%

労働者の社会保障費等負担率：9.18%

この社会保障費等負担に関して、政府は各種の免除および軽減制度を設けている。

- 輸出専門企業は、負担率を16.5%に軽減。
- 地方開発奨励地区の観光産業に進出している企業は、設立から最初の5年間は免除。工業、手工業および一部のサービス業に関しては、最初の5年間地区に応じて20%～100%の軽減および免除。
- 高卒+2年の高等教育を受けたチュニジア人を雇用している企業については、5年間免除。新たに部署を増やした企業および高卒+4年の高等教育を受けたチュニジア人を雇用している企業は、5年間50%軽減することになっている。

(2) 税制⁸⁵

1980年代後半抜本的な税制改革を行われて以来、税金は基本的に3種類：

①法人税 (IS - l'imôt sur les sociétés)

法人税率は通常30%。農業部門および手工業などには10%の税率が適用。なお、炭化水素、金融、テレコム部門に関しては税率35%となっている。輸出専門企業は設立から最初の10年間は免税となっていたが、2011年1月1日以降に設立される新輸出専門企業に関しては10%の減税率が適用されることになっている。

②所得税 (IRPP - l'impôt sur le revenu des personnes physiques)

所得税は、年間183日以上チュニジアに滞在する外国人がチュニジアで受け取る収入、および外

⁸⁵ Mission Economique, Fiche de synthèse, La fiscalité en Tunisie, 15 avril 2009
チュニジア外国投資促進庁ホームページ (www.investintunisia.tn)

国で税金が徴収されない収入が対象となる。またチュニジアでの滞在日数が 182 日以下でもチュニジアで収入を受け取る場合は、税徴収の対象となる。税率は以下のとおり:

年間収入 (TD)	1,501 ~1,500	5,001 ~5,000	10,001 ~10,000	20,001 ~20,000	50,001~	
税率	0%	15%	20%	25%	30%	35%

③付加価値税(TVA - la taxe sur la valeur ajoutée)

付加価値税率は、以下の 4 種類:

- 18% 基本税率
- 12% 国産同等品のない資本財、2007 年より現在の税率、以前は 10%
- 6% 社会、医療、教育関連製品
- 25% 非納税者=non assujettis⁸⁶による輸入品や購入品、および 2003 年 3 月の政令が規定する一般消費材

贅沢品への税金(29%)は 2007 年 1 月より廃止され、代わりに消費税が充てられた。消費税は、煙草、アルコール飲料、コーヒー、自動車、ガソリン等限定品に適用される。

(3) インフラ整備状況⁸⁷

①陸路

全国 20,000km に渡る道路網があり、そのうち高速道路は Bizerte-Tunis-M'saken-Sfax 間を繋ぐ 460km、'および Tunis より東へ延びる Mejez el-Bab までを繋ぐ高速道路 67km が開通している。現在、Sfax -Gabès-Médenine (Gabès-Médenine は日本の有償資金協力により実施)が建設中となっている。

②空路

全国 9 つの国際空港があり、9 つ目の空港は 2009 年 11 月 30 日に開港されたエンフィーダ(Enfidha Zine el Abidine Ben Ali)空港。Tunis より 100 キロ離れ、主要な観光地である Hammamet 湾に近いエンフィーダ市に設置され、トルコの TAV 社により建設・運営されている(40 年間のコンセッション契約をチュニジア政府と締結)。開港直後の年間旅客処理可能数は 700 万人を見込んでいるが、最終旅客処理数は 2,000 万人といわれている。エンフィーダ以外の空港は、Tunis、Monastir、Jerba、Tabarka、Tozeur、Gabès、Sfax、Gafsa に設置されている。チュニジアは 2008 年 1 月より「オープン・スカイ」合意を EU と結んでおり、格安航空会社のイーージージェット(Easyjet)も 2009 年夏よりフランスからのフライトを開始。欧州からの観光客増加に拍車がかかっている。現在 138 社の外国航空会社がチュニジアまで就航しており、欧州には週 1,200 便が飛んでいる。

③航路

現在 7 つの商業港と 1 つの原油専用港があり、8 つ目の商業港がエンフィーダ(Enfidha)におい

⁸⁶ 非納税者は、主に、国、自治体、および年商 10 万ディナール未満の小売商を指す。

⁸⁷ チュニジア外国投資促進庁ホームページ (www.investintunisia.tn)

て現在工事中となっている。現在港は、Bizerte、Radès、La Goulette、Sousse、Sfax、Gabès、Zarzis、Skhira(原油専用)にある。

上述のエンフィーダ市には、上述の新国際空港および新港建設に合わせて、輸出企業専門の工業地帯やロジスティックゾーンを建設する計画がある。

④鉄道

全国 2,167 キロの線路が敷設されており、70%の貨物は磷酸鉍石、さらに 10%は肥料の運送に使われている。

⑤パイプライン

現在アルジェリアとイタリアを繋ぐガス供給パイプライン(通称トランスメッド・パイプライン)がチュニジアを通過している。アルジェリアの Hassi R'mel を基点にしたパイプラインは、チュニジアを約 370 キロに渡り横断し Cap Bon 地方の El Haouaria から、イタリアのシシリー島を通って北イタリア・スロベニアまで繋がっている。現在このパイプラインは年間 302 億立方メートルの天然ガスを供給。

送電網に関しては、上述のイタリアとの「ELMED 計画」、フランスがイニシアティブを取っている「メドグリッド計画」およびドイツがイニシアティブを取っている「デザーテック計画」が進行中。

原油パイプラインに関しては、現在チュニジア国内の Bizerte-Radès 間とチュニス・カルタージュ空港-Radès 間を繋ぐ計 85.6km に渡るパイプラインが存在する。さらに現在 Skihira-M'saken 間(185 キロ)を南北に繋ぐパイプラインが建設中となっている。

(4) 投資の際の注意点⁸⁸

94 年の投資法により投資の自由を基本とする制度が導入されたが、依然、外国企業の投資には以下のような注意点が指摘されている。

- ・ 輸出専門の企業を除き、指定されたセクター⁸⁹における外国企業の出資率が 50%を超える場合「投資高等委員会」(Commission supérieure de l'investissement)による事前承認が必要となる。
- ・ 外国投資家は、農業用土地を購入することは出来ない。農地の長期レンタルという形で投資が可能である。
- ・ 不動産の獲得にはチュニジア中央銀行による承認が必要であり、認可申請が常に許可されるわけではない。また、不動産購入、賃貸契約、持ち主移転に関しては県知事による承認も必要と

⁸⁸ フランス企業振興会(UBIFRANCE)の資料(S'implanter en Tunisie および L'essentiel d'un marché Tunisie)、EIU 報告書、チュニジア農業投資促進庁ホームページ(www.tunisie.com/APIA)、Mission Economique による Fiche de synthèse などに基づく情報

⁸⁹ 運輸交通、コミュニケーション、観光(旅行代理店)、教育・職業訓練、文化的活動(美術館・図書館設立、音楽、ダンス、映画、写真など)、公共事業、不動産業、幼児教育、その他のサービス業

なっている。ただし、2005 年以降、産業地区および観光地区における「経済プロジェクト」についてはこの限りではない(2005 年 5 月 11 日法第 2005-40 号)。また不動産価格は比較的高く、近年上昇し続けている。

- 流通(大型・小型)、レンタル業、観光客向け以外のレストラン営業などの国内向け小売業、サービス部門における外国投資企業の進出は制限されている。通常、チュニジア企業をパートナーとするよう求められる。
- 弁護士、公認会計士、建築士等の自由業もチュニジア人に制限される。
- 工業輸入品に関する関税通過手続きは煩雑で時間がかかる。これは、輸出専門企業や経済活動パークに進出している企業に関してはあてはまらない。
- イスラエルからの輸入は禁止されている。
- 自動車、医薬品、農産品、食料品の輸入にはそれぞれ特別な規制制度が存在する。
- 外国人労働者の雇用には職業訓練・雇用省から発行される労働契約ビザおよび滞在許可証が必要であるが、ビザの期間は 1 年と限られており更新も 1 回までとなっている。また同ビザ発行は、国内の労働市場で適切な労働者が見つからなかった場合にのみ認可される。一方、輸出専門企業の場合については、4 人まで幹部レベルの外国人労働者を雇用することができる。これらの外国人雇用については労働契約ビザの取得は不要である。また外国人労働者は全員滞在許可証を取得しなければならない。同滞在許可証の期限は 1 年で、労働契約ビザの更新と同時に更新可能。

【アンケート】

アンケート返送先 FAX： 03-3587-2485

e-mail：ORH@jetro.go.jp

日本貿易振興機構 海外調査部 中東アフリカ課宛

JETRO

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：チュニジアの経済・貿易・投資

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
	<input type="checkbox"/> 個人	部署名

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～